

EUにおける政治広告透明化規則の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 南 亮一

目 次

はじめに

I 欧州民主主義行動計画の策定

- 1 策定に至った経緯
- 2 行動計画の3つの柱とその内容

II 2024年政治広告透明化規則の概要

- 1 制定までの経過
- 2 構成
- 3 EU域内における政治広告行為サービスの提供に係る規制
- 4 政治広告行為サービスの透明性の確保
- 5 オンライン政治広告行為のターゲティング技術及び広告配信技術の規制
- 6 監督及び執行

おわりに

翻訳：政治広告の透明化及びターゲティングに関する2024年3月13日の欧州議会及び理事会規則（EU）2024/900（EEA関連文書）

キーワード：選挙運動規制、国民投票運動規制、欧州議会議員選挙、ターゲティング技術、オンライン広告規制、個人データ保護

要 旨

「政治広告の透明化及びターゲティングに関する 2024 年 3 月 13 日の欧州議会及び理事会規則」は、EU 域内における自由で公正な選挙及び強力な民主的参加を促進するための施策の一環として、① EU における政治広告行為サービス（定義は本文を参照。）の提供、②当該サービスの透明性の確保のための措置、③オンライン政治広告行為のターゲティング及び広告配信技術の規制、④同規則の監督及び執行の 4 項目を定めたものである。

この規則は、全 5 章 30 か条から成り、『EU 官報』に掲載された日の 20 日後（2024 年 4 月 8 日）に発効した。規定の大半の適用は、2025 年 10 月 10 日からである。

この規則の適用後、各国の選挙やレファレンダムが行われ、この規則の制定目的である政治広告規制の透明化がどの程度実現されたかが判明することになり、今後、同規則による政治広告規制の枠組みの見直しなども行われることになるとと思われる。

はじめに

EU 域内におけるオンライン政治広告規制は、2015 年から続く一連の、ロシア側から発出される政治分野でのオンライン上の偽情報キャンペーンへの対抗を目的として行われる施策の一環と位置付けられている。直近の施策には、2019 年 5 月の欧州議会（European Parliament）⁽¹⁾ 議員選挙の実施後、これまでの施策が総括された結果を踏まえて 2020 年 12 月に策定された「欧州民主主義行動計画（European Democracy Action Plan）」⁽²⁾（以下「行動計画」）の策定がある。行動計画は、2024 年 6 月の欧州議会議員選挙を念頭に、市民に力を与え、EU における強じんな民主主義の構築のため策定されたものである。本稿で取り上げる「政治広告の透明化及びターゲティングに関する 2024 年 3 月 13 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2024/900」（以下「2024 年政治広告透明化規則」）⁽³⁾ は、この計画において、EU 全域で共通の内容での政治広告の透明化を図るための立法的措置として位置付けられたものである。

本稿では、政治分野でのオンライン上の偽情報キャンペーンに対抗する EU 域内の施策のうち、2024 年政治広告透明化規則の制定につながった行動計画の策定からの経過⁽⁴⁾をたどった

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 7 月 17 日である。

(1) 特定分野の立法における EU 理事会（後掲注(11)）との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する、EU の諮問・共同決定機関（定員 705 人）。「欧州連合（EU）」2024.3.14. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>>

(2) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: On the European democracy action plan,” COM (2020) 790 final, 2020.12.3. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0790&from=EN>>

(3) Regulation (EU) 2024/900 of the European Parliament and of the Council of 13 March 2024 on the transparency and targeting of political advertising (Text with EEA relevance), OJ L 2024/900, 2024.3.20, pp.1-44. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/900/oj>>

(4) EU 域内における政治広告の透明性の確保及び政治分野でのオンライン上の偽情報対策の沿革の詳細については、南亮一「EU 域内の国民投票運動におけるオンライン広告規制の動向－政治広告の透明性の確保及び偽情報対策の観点から－」国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』（調査資料 2022-1-a 基本情報シリーズ 29）国立国会図書館，2023. <<https://doi.org/10.11501/12767880>> を参照。

上で、同規則の概要を説明する。末尾に同規則の翻訳を付す。

I 欧州民主主義行動計画の策定

1 策定に至った経緯

欧州委員会は、2019年5月の欧州議会議員選挙の実施に向け、オンライン上における偽情報対策、選挙の公正性の確保のために策定した諸施策についての評価を2020年6月に公表した⁽⁵⁾。そこでは、選挙プロセスの完全性及びそれに対する有権者の信頼性の確保への貢献、偽情報対策についてのオンラインプラットフォーム事業者の方針の透明性の向上等が見られたと評価された。一方、広告ライブラリー⁽⁶⁾に関して幾つか欠点が見られたほか、幾つかのオンラインプラットフォームが定める利用規約に問題があったこと、プラットフォーム間・加盟国間での適用に一貫性がなかったこと、統一された定義がなかったこと、といった欠点が見られたとした。

そこで欧州委員会は、市民に力を与え、EU全域でより強じんな民主主義を構築するため、行動計画を策定し、2020年12月3日に公表した。同委員会は、行動計画に基づき、現欧州委員会委員の任期が満了する2024年までの間に、立法的・非立法的措置を講じるとした。また、次の欧州議会議員選挙が実施される1年前の2023年に、行動計画の実施状況を検証し、更なる措置が必要かどうかを検討する予定であるとした⁽⁷⁾。

2 行動計画の3つの柱とその内容

行動計画では、①自由で公正な選挙及び強力な民主的参加の促進、②自由で独立したメディアの支援⁽⁸⁾及び③偽情報への対抗の3つの柱が掲げられている。これらの柱のうち、オンライン政治広告の透明化等に関係する①について紹介する。

①では、a) 政治広告行為（4（1）参照）・コミュニケーションの透明性の確保、b) 欧州政党⁽⁹⁾の資金調達に関するルールの明確化、c) 自由で公正な選挙を確保するためのEU域内における

(5) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee, Report on the 2019 elections to the European Parliament,” COM(2020) 252 final, 2020.6.19. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0252&from=EN>>

(6) 2018年9月にオンラインプラットフォーム、広告業界等が合意した「偽情報に関するEU行動規範」において設置に取り組むこととされた、広告付きコンテンツに関するあらゆる情報が提供されるリポジトリを指す。南前掲注(4), p.140を参照。

(7) 2023年12月12日、欧州委員会はこの検討結果を踏まえ、EUが既存の課題及び新たな課題に直面して積極的に取り組むべき項目として、①自由で公正な選挙を守る、②メディアの自由と多元主義、③偽情報及び外国の情報操作・干渉への対抗、④オンラインプラットフォームの説明責任の強化、⑤欧州の民主主義の回復力のための包括的な市民参加及び参画、⑥民主主義のための資金調達の6項目を取り上げるとする「民主主義の防衛パッケージ (Defence of Democracy Package)」を公表した。①において、2024年政治広告透明化規則の法制化が取り上げられている。“Protecting democracy.” European Commission Website <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/protecting-democracy_en>

(8) ①ジャーナリストの安全確保、②公衆の参加に対する戦略的訴訟 (SLAPP) の濫用との闘い、③メディア業界の自主規範の策定及び実施のための緊密な協力、④メディアの多元性を支援するためのその他の措置の4つの方策を講じるとする。

(9) 欧州政党及び欧州政治財団の地位及び資金調達に関する2014年10月22日の欧州議会及び理事会規則第1141/2014号 (Regulation (EU, Euratom) No 1141/2014 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 on the statute and funding of European political parties and European political foundations. 以下「2014年欧州政党規則」) 第6条により設立される「欧州政党及び資金調達庁 (Authority for European political parties and foundations)」に登録された、政治的な目的を追求する政治連合をいう (2014年欧州政党規則第2条第3項)。

協力の強化及び d) 選挙を超えた民主的関与及び積極的参加の促進の 4 項目が掲げられている。

これら 4 項目のうちオンライン政治広告の透明化等に関する a) では、従来の政治的なキャンペーン活動に対する規制が国境のないオンライン空間を考慮に入れて策定されていない場合があることや、規制担当官庁がオンラインでの活動に対処する権限を持たない場合があることから、課題が増えていることが指摘された。その上で、政治広告やそれを取り巻く商業活動について、より高い透明性が求められることは明らかであるとした。オンライン環境では、有料で掲載される政治コンテンツと他の政治的コンテンツとを区別することが困難な場合が多いことなどから、政治広告の出所と目的を明確に確認できる必要があるとされた。また、不適切に取得された個人データに依存するマイクロターゲティングと行動プロファイリングの技術が、分裂と極論を導くために悪用されてしまうおそれがあるとされた。その上で、これらの懸念に対処するため、デジタルサービス法 (Digital Services Act: DSA)⁽¹⁰⁾ におけるオンライン広告規制を補完する、政治広告の透明性に関する立法提案を 2021 年に公表するとされた。

II 2024 年政治広告透明化規則の概要

1 制定までの経過

このように欧州委員会は、行動計画において、DSA におけるオンライン広告規制を補完する政治広告の透明性に関する立法提案を 2021 年に公表するという施策を立てるとしたことを踏まえ、2024 年政治広告透明化規則の草案を作成し、2021 年 11 月 25 日に公表した。そしてこの法案は、「民主主義の強化及び選挙の完全性」の立法パッケージ (legislative package) の 1 つとして、欧州議会及び EU 理事会⁽¹¹⁾ に提出された。

欧州議会では、担当委員会である域内市場・消費者保護委員会 (Committee on the Internal Market and Consumer Protection: IMCO) の報告者による報告書案が、2022 年 6 月 16 日に提出された。そして同委員会は 2023 年 1 月 24 日、報告書案を基とした修正案を採択し、同年 2 月 2 日の本会議において、当該修正案が賛成多数により可決された。

一方、EU 理事会では、総務理事会における 3 回の議論ののち、2022 年 12 月 13 日の EU 理事会会合において、同理事会独自の修正案を採択した⁽¹²⁾。

欧州議会と EU 理事会の修正案の内容が異なっていたことから、非公式の交渉である「三者対話 (trilogue)」が行われ、2023 年 11 月 2 日、両機関の間で「機関間暫定合意 (provisional Inter-institutional agreement)」が成立した。欧州議会は 2024 年 2 月 27 日の本会議で、EU 理事会は同年 3 月 11 日に、それぞれこの暫定合意の合意事項に基づく修正案を採択し、同月 13 日に EU 理事会議長及び欧州議会議長が署名し、同月 20 日の『EU 官報』への掲載によって公布された。

(10) Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act). この規則の概要については、田村祐子「【EU】デジタルサービス法の制定」『外国の立法』No.295-1, 2023.4, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/12768494>> を参照。

(11) EU 各国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関であり、外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会など分野ごとに開催される。「欧州連合 (EU)」前掲注 (1)

(12) “Document 52021PC0731.” EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=celex:52021PC0731>>; “Proposal for the Regulation on the transparency and targeting of political advertising -Q3 2021,” *Legislative Train 03.2024*, 2024.3. European Parliament Website <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/carriage/technical-support-instrument/report?sid=7901>> 以下の制定過程の記述もこれらの資料に依拠した。

2 構成

2024年政治広告透明化規則は、全5章30か条から成り、『EU官報』に掲載された日から20日後である2024年4月8日に発効した。この規定の適用が始まる日は、後掲①のうち地理的要因による差別禁止規定はこの発効の日（2024年4月8日）とされ、その他の規定は2025年10月10日とされる（第30条）。

その実質的内容は、①EUにおける政治広告行為サービスの提供に係る規制、②政治広告行為サービスの透明性の確保、③オンライン政治広告行為のターゲティング及び広告配信技術の規制、④同規則の監督及び執行の4項目に大別できる。本稿では、この4項目について解説する。

3 EU域内における政治広告行為サービスの提供に係る規制

EU域内における政治広告行為サービス（4(1)参照）の提供には、次に述べるような無差別原則が適用される。2024年政治広告透明化規則では、政治広告分野における当該原則を具体化するための規定、すなわち、政治広告行為サービスの事業者⁽¹³⁾に対し、スポンサー⁽¹⁴⁾の居住地・拠点の場所や、政党の拠点の場所だけを理由とした差別的な制約を禁止する規定を設けた（第5条第1項⁽¹⁵⁾）。

また、特定の第三国（third country）⁽¹⁶⁾の団体・個人による選挙への干渉を防止するために一部の加盟国において設けられている、第三国の団体・個人が選挙に際して資金提供を行うことに対する制限の最低水準を設けた。すなわち、EU・国・地方の各レベルで行われる選挙・レファレンダムの実施前の3か月間は、EU市民やEU永住の第三国国民、第三国の支配を受けていないEU内の法人に限り、政治広告行為サービスを提供してもよいこととされた（同条第2項）。

4 政治広告行為サービスの透明性の確保

(1) 「政治広告行為サービス」の定義

2024年政治広告透明化規則第3条に規定されている定義規定では、「広告行為（advertising）」と「広告（advertisement）」とを区別する。前者は「あらゆる手段による、メッセージの作成、配置、促進、発行、配信又は配布」（第2項）とされ、後者は「あらゆる方法により発行され、配信され、又は配布された」「広告行為の実体」（第3項）とされる。つまり、前者は広告の活動を捉えた文言であり、後者は広告の実体面を捉えた文言といえる。

政治広告行為とは、その「広告行為」のうち、政治関係者⁽¹⁷⁾によって行われ、又は政治関係者のために行われるものや、選挙・レファレンダムなどの結果に影響を与えるおそれがあり、

(13) 純粋に付随的なサービスを除く、政治広告行為サービスの提供に従事する自然人又は法人をいう（第3条第6項）。

(14) その者の依頼により、又はその者のために、政治広告が作成され、配置され、促進され、発行され、配信され、又は配布される、自然人又は法人をいう（第3条第10項）。

(15) 2024年政治広告透明化規則前文第18項を参照。

(16) EU加盟国以外の国家を意味する。マティアス・ヘルデーゲン著（中村匡史訳）『EU法』ミネルヴァ書房、2013、p.14。（原著名：Herdegen, Matthias, *Europarecht*, 14. Aufl., München: Beck, 2012）

(17) ①政党等、②政治連合、③欧州政党、④EU・国・地方の各レベルにおける公選職の候補者若しくは当該役職に就いている者又は政党内の指導的地位の候補者若しくはその地位に就いている者、⑤EUの機関（EU司法裁判所、欧州中央銀行及び欧州会計検査院を除く。）又は加盟国の国・地域・地方レベルの政府の構成員、⑥選挙・レファレンダムの運動団体、⑦①～⑥に該当するグループ・団体の代表者等のいずれかに該当する者をいう（第3条第4項）。

かつそれを目的としたものをいう（第2項）。「政治広告行為サービス」は、この「政治広告行為」（オンラインの仲介サービス⁽¹⁸⁾を除く。）で構成される「通常は報酬を得て提供される自営の経済活動」（第1項）をいう（第5項）とされる。つまり、事業者によって行われる政治広告行為のうちオンラインの仲介サービスを除いたものが、政治広告行為サービスである、ということである。

(2) 政治広告行為サービスの透明性の確保

2024年政治広告透明化規則には、政治広告行為サービスの透明性の確保のための様々な規定が置かれている。これらの措置のうち主なものは、①透明性確保のための情報の政治広告への掲載等、②透明性確保のための情報の保持及び公表、③規則違反である政治広告を通報する仕組みの導入、④所管官庁・利害関係主体への情報提供の4種類に分類できる。以下ではこれらの措置について説明する。

(i) 透明性の確保のための情報の政治広告への掲載等

政治広告行為の発行者（publisher）⁽¹⁹⁾は、a) 政治広告である旨の表明、b) 政治広告のスポンサー等の身元に関する情報、c) 選挙等に結び付いた政治広告の場合には、その選挙等、d) 政治広告がターゲティング技術⁽²⁰⁾又は広告配信技術⁽²¹⁾の対象となっている場合は、そのことによる影響、e) 「透明性の公示（transparency notice）」（後述）の表示又は当該表示を容易かつ直接的に検索できる場所の明瞭な表示の5項目を、明瞭であり、明白であり、かつ曖昧でない方法により、政治広告とともに利用可能にすることが義務付けられている。また、これらの完全性やe)の情報の正確性の保障も義務付けられている（第11条）。

なお「透明性の公示」には、次の13種類の情報が含まれるものとされている（第12条第1項）。a) スポンサー等の身元、b) スポンサー等以外の者が費用負担した場合におけるその者の身元、c) 政治広告の発行等の期間、d) 政治広告行為サービスの事業者が受領した金銭等の総額、e) d)の金銭等の出所が公的か私的か及びEUの域内か域外かに関する情報、f) d)の金銭等の算出に用いた手法（methodology）、g) 政治広告と結び付く選挙等の表示、h) 政治広告と結び付く選挙等への参加方法（modalities for participation）についての公式情報へのリンク、i) 「欧州リポジトリ（European Repository）」⁽²²⁾へのリンク、j) 政治広告がこの規則を遵守していない可能性が

(18) ①「単なる導管（mere conduit）」サービス（通信ネットワークを通じてサービスの受益者（recipient）が提供する情報を送信すること又は通信ネットワークへのアクセスを提供することを内容とするサービスをいう（規則（EU）2022/2065第3条g号(i)）。）、②「キャッシング」サービス（情報ネットワークを通じたサービスの受益者が提供する情報の伝達を内容とするサービスであって、当該情報の自動的、中間的及び一時的な保存を含み、他の受益者の要求に応じて当該受益者への情報の伝達をより効率的に行うことを唯一の目的として行われるものをいう（同号(ii)）。）及び③「ホスティング」サービス（サービスの受益者が提供する情報を、その要求により保存することを内容とするサービスをいう（同号(iii)）。）をいう。

(19) あらゆる媒体を通じて政治広告行為を発行し、配信し、又は配布する政治広告行為サービスの事業者をいう（第3条第13項）。

(20) 個人データの処理に基づき、政治広告を特定の人物若しくは人物の集団だけに差し向け、又は特定の人物若しくは人物の集団を除外するために用いられる技術をいう（第3条第11項）。

(21) 個人データの自動処理に基づき、政治広告の流通を増加させ、到達度（reach）を向上させ、又は可視性を高めるために用いられ、かつ、政治広告を特定の人物又は人物の集団だけに配信することに資する最適化技術をいう（第3条第12項）。

(22) EU域内で発行され、又はEU市民若しくはEU在住者に向けられた全てのオンライン政治広告のための公開リポジトリであって、欧州委員会が直接又は管理機関にその責務を委託することにより運営される。このリポジトリには、①オンライン政治広告の最初の発行の時から政治広告行為の発行者から提供される情報と共にオンラ

あることを当該政治広告の発行者に通報する（第15条）ための仕組み（mechanism）に関する情報、k) この規則に違反したことを原因として政治広告又は以前に発行した旧版の発行の停止等を命じられたことがある場合はその旨、l) 政治広告が個人データの使用に基づくターゲティング技術又は広告配信技術の対象である場合はその旨、m) 政治広告の視聴数及びエンゲージメント（engagement）⁽²³⁾ から見た政治広告の到達度が技術的に測定できる場合はそのデータ。

（ii）透明性確保のための情報の保持及び公表

（a）情報の保持

政治広告行為サービスの事業者は、当該サービスを提供するに際して収集した、a) 当該サービスに結び付いた政治広告又は政治広告行為キャンペーン、b) 政治広告行為に関連して自らが提供する特定のサービス、c) 提供した政治広告行為サービスに対して請求した金銭等の総額、d) c) の金銭等の出所が公的か私的か及びEUの域内か域外かに関する情報、e) 政治広告のスポンサーの身元及び連絡先等、f) 政治広告と結び付く選挙等の表示の6つの項目に関する情報を、この規則の遵守に必要な範囲で、機械可読形式により7年間保持することが義務付けられている（第9条）⁽²⁴⁾。一方、政治広告行為の発行者は、関連する政治広告の最後の発行から7年間、「透明性の公示」に含まれる情報を、その全ての修正版とともに保持することが義務付けられている（第12条第4項）⁽²⁵⁾。

（b）情報の公表

政治広告行為の発行者は、ターゲティング技術及び広告配信技術の使用に関するものを含めた政治広告行為サービスの一部又は全部の対価として受領した金銭等に関する情報を、当該発行者の経営報告（managing report）⁽²⁶⁾ の付録として掲載することと、これらの情報が政治関係

イン政治広告への公衆のアクセスを可能とする機能と②政治広告が提示されている全期間及び当該政治広告が最後に提示されてから7年間、オンライン政治広告行為及び政治広告と共に発行される情報の入手可能性を保障するホスティングサービス（前掲注(18)③参照）が含まれる（第13条第1項）。オンライン政治広告を欧州リポジトリに提出した政治広告行為の発行者は、このサービスを無料で利用できる（同項b号）。

(23) SNSなどのソーシャルメディアを通じた各種マーケティング活動における、1つの投稿に対する閲覧者の反応（ソーシャルボタンを押下すること、コメントすることなど）をいう。「エンゲージメント率」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/エンゲージメント率-1690131>>

(24) 特定の種類の企業の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関する指令（Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC。以下「特定企業指令」）第3条第1項では、①貸借対照表総額（balance sheet total）が35万ユーロ（5722万5千円）以下、②総売上高が70万ユーロ（1億1445万円）以下及び③会計年度（financial year）の間の平均従業員数が10名以下という3つの要件のうち2つを満たす企業を「零細企業（micro-undertakings）」とする。広告行為サービスの提供が、当該企業の主要な活動に対して単に周辺的かつ付随的なものにすぎない場合には、当該零細企業は、この義務を負わないこととされている（第9条第4項）。1ユーロは約168円。令和6年7月分報告省令レートに基づく（以下同じ）。

(25) 広告行為サービスの提供が当該企業の主要な活動に対して単に周辺的かつ付随的なものにすぎない場合には、零細企業（前掲注(24)参照）は、この義務を負わないこととされている（第12条第5項）。

(26) 特定企業指令第19条に基づきEU域内の大企業（特定企業指令第3条第4項に規定する要件（①貸借対照表総額が2000万ユーロ（32億7000万円）超、②総売上高が4000万ユーロ（約65億4000万円）超、③会計年度内の平均従業員数が250人超という3つの要件のうち少なくとも2つを満たすことをいう。）を満たす企業をいう。）、中規模企業（特定企業指令第3条第3項に規定する要件（①貸借対照表総額が2000万ユーロ（32億7000万円）以下、②総売上高が4000万ユーロ（約65億4000万円）以下、③会計年度内の平均従業員数が250人以下という3つの要件のうち少なくとも2つを満たす企業であって、零細企業又は小企業ではないものをいう。）を満たす企業をいう。）及び小企業（特定企業指令第3条第2項に規定する要件（①貸借対照表総額が400万ユーロ（6億5400万円）以下、②総売上高が800万ユーロ（13億800万円）以下及び③会計年度の間の平均従業員数が50名以下という3つの要件のうち2つを満たすことをいう。なお、①については600万ユーロ（9億

者の監査等の責務を負う所管官庁によって利用可能とすることが義務付けられている（第14条第1項）⁽²⁷⁾。

さらに、EU域内で発行され、又はEU市民若しくはEU在住者に向けられた全てのオンライン政治広告行為を発行する政治広告行為の発行者は、その発行したオンライン政治広告について、「透明性の公示」に含まれる情報とともに、欧州リポジトリにおいてアクセスできるようにすることが義務付けられている（第13条第1項）。この場合、当該発行者が巨大オンラインプラットフォーム（very large online platform: VLOP）及び巨大オンライン検索エンジン（very large online search engine: VLSE）⁽²⁸⁾の発行者であるときは、その発行した政治広告が発行された時点から当該政治広告が提示される全ての期間、かつ、当該政治広告が最後にこれらのオンラインインターフェイスに提示されてから7年の間、欧州リポジトリを通じて当該オンライン政治広告及び当該情報にアクセスできるようにすることと、DSA第39条に基づきVLOP及びVLSEに対して設置が義務付けられているリポジトリにおいてもアクセスできるようにする必要がある（第13条第2項）。一方、VLOP・VLSE以外の政治広告行為の発行者の場合は、当該政治広告の最初の発行から72時間以内に、欧州リポジトリにおいてアクセスできるようにすればよいこととされている（同条第4項）。

（iii）規則違反である政治広告を通報する仕組みの導入

政治広告行為の発行者は、政治広告がこの規則を遵守していない可能性があることを自らに対して通報するために必要な仕組みを整備することが義務付けられている（第15条第1項）。なお、この仕組みは、無料、ユーザーフレンドリーかつ容易にアクセスできるものでなければならず、さらに、技術的に可能であれば、電子的な形式により通報できるようにしなければならない（同条第2項）。また、政治広告行為の発行者は、問題となっている政治広告がこの規則を遵守していないことを自ら識別するための正確かつ具体的な通報の提出を容易にするため、①政治広告が規則を遵守していないとする理由の具体的な説明、②政治広告を特定できる情報、③通報を行った者の氏名・名称及び電子メールアドレスを全て含む通報の提出を可能にし、かつ容易するための措置を講じなければならない（同条第3項）、不当な遅延なしに通報の受理確認書（confirmation）を送付しなければならない（同条第4項）。

この通報に対して政治広告行為の発行者に義務付けられる対応は、a) 入念に、恣意的にならず、かつ客観的な方法により審査し、対処することと、b) この通報への対応措置を報告すること（同条第5項）、c) 選挙・レファレンダムの直近の1か月間に受理した通報を原則として48時間以内に処理すること（同条第7項）の3つであるが、a)・b)については、政治広告行

8100万円）まで、②については1200万ユーロ（19億6200万円）まで、加盟国において引き上げることが認められている。）を満たす企業をいう。）に対して作成及び公表が原則として義務付けられている、当該企業の発展及び業績並びにその位置付けの公正なレビュー、当該企業が直面する主要なリスク及び不確定要素等に関する資料をいう。

(27) 零細企業（前掲注(24)参照）、小企業及び中規模企業（前掲注(26)参照）は、この義務を負わないこととされている（第14条第2項）。

(28) EU域内におけるサービスのアクティブな受益者数が月平均で4500万以上のオンラインプラットフォーム又はオンライン検索エンジンのうち、欧州委員会によって指定されたものをいう（第3条第8項、第9項、DSA第33条第1項、第4項）。2024年6月28日現在、Facebook、Instagram、TikTok、Twitter、Wikipedia、YouTubeなど17のオンラインプラットフォームがVLOPに、オンライン検索エンジンであるBing及びGoogle SearchがVLSPに、それぞれ指定されている。“Supervision of the designated very large online platforms and search engines under DSA,” 2024.7.12. European Commission Website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/list-designated-vlops-and-vloses>>

為の発行者が VLOP・VLSE であるか否かにより義務付けの強度が異なる。VLOP・VLSE の場合は a)・b) とともに義務であるが、それ以外の発行者の場合は、a) は「最善の努力を払」えば足り、b) は要求があった場合に行えば足り、さらに零細企業の場合は「最善の努力を払」えば足りるとされており、義務付けの内容が緩和されている（同条第 5 項、第 6 項）。c) は、中小零細企業の場合は「不当な遅延なく処理するよう最善の努力を払」えば足りることとする一方、それ以外の発行者は 48 時間以内の処理が義務付けられている（同条第 7 項）。このほか、政治広告に関する救済の可能性等についての明瞭かつユーザーフレンドリーな情報の提供義務（同条第 8 項）、これらの措置のうちで政治広告の入手可能性又は表示に影響を及ぼすもののスポンサー・事業者への報告義務（同条第 9 項）も課せられている。

(iv) 所管官庁・利害関係主体への情報提供

政治広告行為サービスの事業者は、(i)・(ii) の規定の遵守状況の確認のために国の所管官庁（6 (1) 参照）が要求する情報を提供しなければならない。この情報は、完全性、正確性、信頼性等の所定の要件を満たしたものでなければならない（第 16 条第 1 項）。この要求を受理した場合、その旨の通知及び当該要求に応じるために行う処置の報告を 2 営業日以内に、要求のあった情報の提供を 8 営業日以内に行わなければならない。なお、中小零細企業の場合は、この提供期限が 12 営業日以内に緩和され、この期限を経過したとしても、不当な遅延なしに提供する「最善の努力を払」えば足りるとされる（同条第 3 項）。

また、政治広告行為サービスの事業者は、一定の要件を満たす研究者、市民団体、政治関係者、選挙監視員及びジャーナリスト（利害関係主体）から透明性の確保のための情報の伝達の要求があった場合、要求があった情報を速やかに⁽²⁹⁾、無料で⁽³⁰⁾、技術的に可能であれば機械可読形式により、要求した者に伝達することが義務付けられている（第 17 条第 1 項、第 2 項）。

5 オンライン政治広告行為のターゲティング技術及び広告配信技術の規制

個人データの処理を伴うターゲティング技術及び広告配信技術をオンライン政治広告において使用することは、①管理者⁽³¹⁾がデータ主体⁽³²⁾から個人データを収集し、②政治広告行為のために個人データの処理を行うことに対してデータ主体が明示的に同意し、かつ、③当該技術が、機微個人データ⁽³³⁾を用いたプロファイリング⁽³⁴⁾を伴わない場合にのみ、許可される（第

(29) 要求された情報又は要求を拒否する旨（一定の要件を満たした場合、要求の拒否が認められる。）の回答書を、可及的速やかに、遅くとも 1 か月以内に提供するための最善の努力を払わねばならないとされる（第 17 条第 3 項）。

(30) 処理に著しい費用がかかる場合には、合理的かつ相応の手数料（要求された情報を提供するための管理費用を超えてはならない。）を課することができる（第 17 条第 6 項）。

(31) 自然人又は法人、公的機関、部局その他の組織であって、単独で又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者をいう（第 3 条第 14 項、一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)）第 4 条第 7 項）。以下、同規則の訳文は、個人情報保護委員会訳「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679（一般データ保護規則）【条文】（仮日本語訳）」p.3. 個人情報保護委員会ウェブサイト <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>> による。

(32) 識別された、又は識別され得る自然人をいう（一般データ保護規則第 4 条第 1 項）。

(33) 人種的若しくは民族的な出自、政治的な意見、宗教的若しくは哲学的な信条又は労働組合の構成員であることを明らかにする個人データ、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ及び自然人の性生活又は性的指向に関するデータをいう（一般データ保護規則第 9 条第 1 項）。

(34) 自然人に関する特定の個人的な側面の評価のため、特に、自然人の業績、経済状況、健康、個人的嗜好、関心、

18条第1項)。ただし、各国の国内法によって設定された選挙権年齢から1歳以上下回る年齢のデータ主体の個人データの処理を伴う場合は、一律に禁止される（同条第2項）。なお、政党、財団、協会等の非営利団体からその構成員等に向けて送られるニュースレターのような媒体の伝達は、これらの規制の対象外とされる（同条第3項）。

6 監督及び執行

(1) 所管官庁の指定及びその権限

加盟国は、2024年政治広告透明化規則の適用及び執行への責任を負う単一又は複数の所管官庁を指定しなければならない。この所管官庁は、完全な独立を組織上享受し、完全に独立した状態で効果的に監視し、この規則の監督、遵守及び執行を保障するために必要かつ相応の措置を講じるものとされる（第22条第4項）。そして、この所管官庁には、この規則の執行に関連して、①個人データの保護等の監視等のための情報へのアクセス要求、②政治広告行為サービスの事業者による規則不履行に関する警告、③違反行為の停止命令等、④罰金等の金銭的制裁を科すこと等、⑤定期的な制裁金の支払を科すこと等、⑥違反に相応し、かつ違反を効果的に終結させるために必要な救済措置を課すこと等、⑦義務違反に責任を負う者及び当該義務違反の内容を特定する声明の発行並びに⑧政治広告行為サービスの事業者が取引等のために用いた施設の査察等を行う権限を与えることとされている（同条第5項）。

(2) 制裁等

加盟国は、2024年政治広告透明化規則の違反への制裁等に関する規定を定め、制裁等が適時に実施されることを保障するために必要な措置を講じなければならない。制裁は効果的・比例的・抑止力のあるものとし（第25条第1項）、金銭罰の上限額は、①年間収入又は年間予算のうち高い方の6%又は②年間世界売上高の6%とすることとされる（同条第2項）。

おわりに

2024年政治広告透明化規則の制定により、EU全域において共通となる政治広告透明化の枠組みが設けられた。加盟国は、独自にこの枠組みと異なる規定又は措置を維持し、設けることが禁止され（第4条）、場所により適用の差異が生じないようにすることが義務付けられている（第5条）ことから、加盟各国において何らかの対応が求められ、また、EU全域に適用されることに鑑みると、EU域外の各国における立法動向にも多大な影響を与えるものと見られる。

この規則が加盟国に対して全面的に適用されることになれば、加盟国の関係法令を改廃する動きや、この枠組みを適用した選挙やレファレンダムが実施され、政治広告規制のあり方に関する見直しの動きも出てくることが予想される。今後の動向を注視していきたい。

(みなみ りょういち)

信頼度、素行又は行動に関する側面の分析又は予測のために、個人データを用いることから構成されている、個人データのあらゆる自動化処理の方式をいう（一般データ保護規則第4条第4項）。

政治広告の透明化及びターゲティングに関する 2024 年 3 月 13 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2024/900 (EEA 関連文書)

Regulation (EU) 2024/900 of the European Parliament and of the Council on the transparency and targeting of political advertising (Text with EEA relevance)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 南 亮一 訳

【目次】

第 1 章 一般規定

第 1 条 主題及び目的

第 2 条 範囲

第 3 条 定義

第 4 条 域内市場の原則

第 5 条 EU 域内における政治広告行為サービスの提供

第 2 章 政治広告行為サービスのための透明性及び適正評価手続の義務

第 6 条 政治広告行為サービスのための透明性及び適正評価手続の義務

第 7 条 政治広告行為サービスの識別

第 8 条 政治広告の識別

第 9 条 記録管理

第 10 条 政治広告行為の発行者への情報の伝達

第 11 条 政治広告の標示及び透明性の要件

第 12 条 透明性の公示

第 13 条 オンライン政治広告のための欧州リポジトリ

第 14 条 政治広告行為サービスに関する定期報告

第 15 条 不遵守の可能性がある政治広告の指摘

第 16 条 国の所管官庁への情報の伝達

第 17 条 その他の利害関係主体への情報の伝達

第 3 章 オンライン政治広告行為のターゲティング及び広告配信

第 18 条 オンライン政治広告行為に関するターゲティング技術及び広告配信技術に関連する特定の要件

第 19 条 オンライン政治広告行為に関するターゲティング技術及び広告配信技術に関連する追加の透明性の要件

第 20 条 オンライン政治広告のターゲティング又は広告配信に関する情報のその他の利害関係主体への伝達

第 4 章 監督及び執行

第 21 条 法定代理人

第 22 条 所管官庁及び連絡窓口

第 23 条 国境を越えた協力

第 24 条 異議を申し立てる権利

第 25 条 制裁

第 26 条 選挙及びレファレンダムの期日の公表

第5章 末尾規定

第27条 評価及び見直し

第28条 委任の行使

第29条 委員会の手続

第30条 発効及び適用

欧州議会及び理事会は、EU 運営条約、特に第16条⁽¹⁾及び第114条⁽²⁾に鑑み、

[中略]

この規則を採択した。

第1章 一般規定

第1条 主題及び目的

- この規則は、次に掲げる規定を定める。
 - 透明性及び関連する適正評価手続 [due diligence] を含む、政治広告行為 [political advertising] 及び関連するサービスの提供のための、並びに該当する場合にはスポンサーのための、域内における当該サービスの提供に関連する情報の収集、保持、開示及び発行 [publication] に関する、調和された規定
 - オンライン政治広告行為の提供の面からの、個人データの処理を伴うターゲティング技術及び広告配信 [ad-delivery] 技術の利用に関する、調和された規定
 - 所管官庁 [competent authorities] の間での協力及び調整に関するものを含む、この規則の監督 [supervision] 及び執行 [enforcement] に関する規定
- 編集上の責任の対象となる政治的な見解 [political opinions] その他編集コンテンツは、それらの作成 [preparation]、配置 [placement]、促進 [promotion]、発行、配信 [delivery] 又

* この翻訳は、Regulation (EU) 2024/900 of the European Parliament and of the Council of 13 March 2024 on the transparency and targeting of political advertising (Text with EEA relevance), OJ L 2024/900, 2024.3.20, pp.1-44. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/900/oj>> の本文を訳出したものである。[] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。本稿において、「理事会」は欧州連合 (EU) 理事会 (Council of the European Union) を指す。なお、欧州委員会 (European Commission) を示すものとして条文中に登場する Commission は、本誌では通常、単に「委員会」と訳出するが、この規則の第29条に Committee という語が登場し、こちらも「委員会」と訳出することになる。そうすると、「委員会」の語が違う意味で登場することとなり、妥当ではない。このため、本稿ではこの Commission をあえて、「欧州委員会」と訳出することとする。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年7月17日である。

- (1) EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union. EU 機能条約とも訳すことがある。) は、EU 条約 (Treaty on European Union) 及び EU 基本権憲章 (The Charter of Fundamental Rights of the European Union) と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第16条は、全ての人が自らの個人データを保護する権利を有するとした (第1項) 上で、第2項において、欧州議会及び EU 理事会が、通常の立法手続に従って、EU の諸機関に係る個人データの処理に関する個人の保護についての規定等を制定するものとして規定する。Consolidated version of the Treaty on European Union Part One – Principles - TITLE II – Provisions having General Application Article 16 (ex Article 286 TEC), OJ C 202, 2016.6.7, p.55. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_16/oj>
- (2) EU 運営条約第114条は、その第1項において、EU 域内における物、人、サービス及び資本の自由移動を保障する目的の達成のために、加盟国において定められる域内市場の設立と運営を対象とする規定の平準化のための措置を、欧州議会と EU 理事会が採択するものとして規定する。Consolidated version of the Treaty on European Union Part Three – Union Policies and Internal Actions Title VII - Common Rules on Competition, Taxation and Approximation of Rules on Competition, Taxation and a Laws (ex Article 286 TEC), OJ C 202, 2016.6.7, pp.94-95. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_114/oj>

は配布 [dissemination] のために、又はそれらに関連して、第三者から特定の報酬その他の報償金が支払われない限り、それらが表現されたメディアを問わず、政治広告行為とはみなされないものとする。

3. 個人的な立場で表明する政治的な見解は、政治広告行為とはみなされないものとする。
4. この規則の目的は、次に掲げるものである。
 - (a) 政治広告行為及び関連するサービスのための域内市場の適切な機能に寄与すること。
 - (b) EU 基本権憲章⁽³⁾にうたわれている [enshrined] 基本権及び自由、特にプライバシー権及び個人データ保護権を保護すること。

第2条 範囲

1. この規則は、政治広告がEU域内に配布され、単一若しくは複数の加盟国において公開され、又はEU市民に向けられた場合、政治広告行為サービスの事業者 [provider] の拠点 [establishment] の場所に関係なく、スポンサーの居住地又は拠点の場所に関係なく、また、使用する手段に関係なく、政治広告行為に適用される。
2. この規則は、政治キャンペーンの組織、資金調達 [financing] 及び運営 [conduct] に関する規定、特定の期間中の政治広告行為の一般的な禁止又は制限に関する規定並びに該当する場合には選挙期間に関する規定を含む、政治広告の内容 [content] 又はこの規則が適用されるもの以外の政治広告行為に関連する側面を規制するEU又は加盟国内の規定に影響を及ぼさないものとする。
3. この規則は、次の各号に掲げる規定に影響を及ぼさない。
 - (a) 指令 2000/31/EC⁽⁴⁾
 - (b) 指令 2002/58/EC⁽⁵⁾
 - (c) 指令 2005/29/EC⁽⁶⁾
 - (d) 指令 2006/114/EC⁽⁷⁾
 - (e) 指令 2006/123/EC⁽⁸⁾

(3) Charter of Fundamental Rights of the European Union, OJ C 326, 2012.10.26, pp.391-407. EU市民や域内に居住する人々の政治的、経済的、社会的権利を定める文書であり、人間の尊厳、自由、平等、結束、市民権、正義に関する権利を定めた6章と、同憲章の解釈と適用に関する一般規定から成る。2009年12月に発効したリスボン条約(欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を改正するリスボン条約 (Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, OJ C 306, 2007.12.17, pp.1-271.))において法的拘束力を付与された。「EU基本権憲章 (EUの基礎知識)」『Europe』263号, 2010秋, p.26. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8761572>>

(4) 電子商取引指令 (Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce))

(5) プライバシー及び電子商取引に関する指令 (Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications))

(6) 不公正な商慣習指令 (Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive'))

(7) 誤認惹起広告及び比較広告に関する2006年12月12日の指令 2006/114/EC (Directive 2006/114/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 concerning misleading and comparative advertising)

(8) 域内市場におけるサービスに関する2006年12月12日の指令 2006/123/EC (Directive 2006/123/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on services in the internal market)

- (f) 指令 2010/13/EU⁽⁹⁾
- (g) 指令 2011/83/EU⁽¹⁰⁾
- (h) 規則 (EU) 2019/1150⁽¹¹⁾
- (i) 規則 (EU) 2022/2065⁽¹²⁾

第3条 定義

この規則においては、次に掲げる定義を適用するものとする。

- (1) 「サービス」とは、EU 運営条約第 57 条⁽¹³⁾にいう、通常は報酬を得て提供される自営の [self-employed] 経済活動をいう。
- (2) 「政治広告行為」とは、あらゆる手段による、メッセージの作成、配置、促進、発行、配信又は配布であって、通常は報酬を得て、若しくは組織内活動を通じて、又は政治広告行為キャンペーンの一環として提供されるもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 純粋に私的な又は純粋に商業的な性質のものを除き、政治関係者 [political actor] による、政治関係者のための、又は政治関係者に代わるもの
 - (b) EU、国、地域 [regional] 又は地方 [local] レベルの、選挙若しくはレファレンダム [referendum]、投票行動又は立法過程若しくは規制プロセスの結果に影響を与える意図があり、かつそれを目的としたものであって、次に掲げるものを除いたもの
 - (i) 立候補の表明若しくはレファレンダムへの質問を含む、選挙若しくはレファレンダムに参加するため又は選挙若しくはレファレンダムへの参加を促進するための組織及び方法に厳密に限定された、加盟国又は EU の公的な情報源からのメッセージ
 - (ii) 加盟国政府の構成員により、当該構成員のために、又は当該構成員に代わり行われるものを含む、加盟国の公的機関により、当該公的機関のために、若しくは当該公的機関に代わり、又は EU により、EU のために、若しくは EU に代わり、公衆に公的な情報を提供することを目的とする公開の伝達であって、選挙若しくはレファレンダム、投票行動又は立法過程若しくは規制プロセスの結果に影響を及ぼすおそれがなく、かつ、それを目的としたものではないもの
 - (iii) 候補者の平等な扱いが保障されている場合における、特定の公共空間又は法律により明確に規定され、無料で提供される媒体における候補者の紹介
- (3) 「政治広告 [political advertisement]」とは、あらゆる手段により発行され、配信され、又は配布された、政治広告行為の実体 [instance] をいう。
- (4) 「政治関係者 [political actor]」とは、次のいずれかの者をいう。

(9) 視聴覚メディアサービス指令 (Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive))

(10) 消費者の権利に関する 2011 年 10 月 25 日の指令 2011/83/EU (Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council Text with EEA relevance)

(11) ビジネスユーザーのためのオンライン仲介サービスの公正性及び透明性の促進に関する 2019 年 10 月 19 日の規則 2019/1150 (Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services)

(12) デジタルサービス法 (Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act))

(13) EU 関係の条約における「サービス」の定義付けを行う規定である。

- (a) 規則 (EU, Euratom) 1141/2014⁽¹⁴⁾ 第2条第1項⁽¹⁵⁾に規定する「政党」又はその種の政党の活動範囲に直接的若しくは間接的に関係する主体 [entity]
 - (b) 規則 (EU, Euratom) 1141/2014 第2条第2項⁽¹⁶⁾に規定する「政治連合 [political alliance]」
 - (c) 規則 (EU, Euratom) 1141/2014 第2条第3項⁽¹⁷⁾に規定する「欧州政党」
 - (d) EU、国、地域及び地方レベルで選出された公選職 [elected office] の候補者若しくはその役職に就いている者又は政党内の指導的地位の候補者若しくはその地位に就いている者
 - (e) EU 司法裁判所、欧州中央銀行及び欧州会計検査院 [Court of Auditors] を除く EU の機関 [institution] 又は加盟国の国、地域及び地方レベルの政府の構成員
 - (f) 選挙又はレファレンダムの結果に影響を与える目的のためだけに設立された、法人格を有し、又は有しない政治運動団体
 - (g) a号からf号までにいう複数の人物又は団体 [persons or organisations] のいずれかを代表し、又はこれらの者の代理を務めるあらゆる自然人又は法人であって、これらの者のいずれかの政治目的を推進するもの
- (5) 「政治広告行為サービス [political advertising service]」とは、特定のメッセージの作成、配置、促進、発行、配信又は配布を無償で提供する、規則 (EU) 2022/2065 第3条g号に規定するオンラインの「仲介サービス」 [intermediary service]⁽¹⁸⁾を除く、政治広告行為で構成されるサービスをいう。
- (6) 「政治広告行為サービスの事業者 [provider of political advertising service]」とは、純粹に付随的な [ancillary] サービスを除く、政治広告行為サービスの提供に従事する自然人又は法人をいう。
- (7) 「政治広告行為キャンペーン [political advertising campaign]」とは、共通の作成、スポンサー又は資金に基づき行われる、政治広告行為の契約上の一連の接続した政治広告の作成、配置、促進、発行、配信又は配布をいう。
- (8) 「巨大オンラインプラットフォーム」とは、規則 (EU) 2022/2065 第33条第4項に基づき巨大オンラインプラットフォームとして指定されたオンラインプラットフォームをいう。
- (9) 「巨大オンラインサーチエンジン」とは、規則 (EU) 2022/2065 第33条第4項に基づき巨大オンラインサーチエンジンとして指定されたオンラインサーチエンジンをいう。
- (10) 「スポンサー」とは、その者の依頼により、又はその者のために、政治広告が作成され、

(14) 欧州政党及び欧州政治財団の規約及び資金調達に関する2014年10月22日の規則 No.1141/2014 (Regulation (EU, Euratom) No 1141/2014 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 on the statute and funding of European political parties and European political foundations)

(15) 同項では、「政党」を、少なくとも加盟国1か国の法秩序 (legal order) により承認され、又は当該法秩序に基づき設立された、政治的な目的を追求する市民の組織 (association) をいうと規定する。

(16) 同項では、「政治連合」を、政党間及び (又は) 市民間の組織的な協力をいうと規定する。

(17) 同項では、「欧州政党」を、この規則に規定する要件及び手続に従って、第6条の規定により設立される「欧州政党及び資金調達庁 (Authority for European political parties and foundations)」に登録された、政治的な目的を追求する政治連合をいうと規定する。

(18) ①「単なる導管 (mere conduit)」サービス (通信ネットワークを通じてサービスの受益者が提供する情報を送信すること又は通信ネットワークへのアクセスを提供することを内容とするサービスをいう (g号(i))。)、②「キャッシング (caching)」サービス (情報ネットワークを通じてサービスの受益者が提供する情報の伝達を内容とするサービスであって、当該情報の自動的、中間的及び一時的な保存を含み、他の受益者の要求に応じて当該受益者への情報の伝達をより効率的に行うことを唯一の目的として行われるものをいう (同号(ii))。)及び③「ホスティング (hosting)」サービス (サービスの受益者が提供する情報を、その要求により保存することを内容とするサービスをいう (同号(iii))。)をいう。

配置され、促進され、発行され、配信され、又は配布される、自然人又は法人をいう。

(11) 「ターゲティング技術」とは、個人データの処理に基づき、政治広告を特定の人物若しくは人物の集団だけに差し向け [address]、又は特定の人物若しくは人物の集団を除外するために用いられる技術をいう。

(12) 「広告配信技術 [ad-delivery techniques]」とは、個人データの自動処理に基づき、政治広告の流通 [circulation] を増加させ、到達度 [reach] を向上させ、又は可視性 [visibility] を高めるために用いられ、かつ、政治広告を特定の人物又は人物の集団だけに配信することに資する最適化技術をいう。

(13) 「政治広告行為の発行者 [political advertising publisher]」とは、あらゆる媒体を通じて政治広告行為を発行し、配信し、又は配布する政治広告行為サービスの事業者をいう。

(14) 「管理者 [controller]」とは、規則 (EU) 2016/679⁽¹⁹⁾ 第 4 条第 7 項⁽²⁰⁾ に規定する「管理者」又は、該当する場合には、規則 (EU) 2018/1725⁽²¹⁾ 第 3 条第 8 項⁽²²⁾ に規定するものをいう。

第 4 条 域内市場の原則

1. 加盟国は、政治広告行為の透明性に関係する理由により、この規則に定める規定又は措置と異なるものを、維持し、又は導入してはならない。
2. 政治広告行為サービスの提供は、この規則の要件が具備されている場合には、透明性に関連する理由により、地理的なものを含め、禁止され、又は制限されないものとする。

第 5 条 EU 域内における政治広告行為サービスの提供

1. 政治広告行為サービスの事業者は、当該サービスの提供につき、スポンサーの居住地又は拠点の場所だけに基づく差別的な制約の対象にしてはならない。

政治広告行為サービスの事業者は、規則 (EU, Euratom) 1141/2014 第 2 条第 3 項に規定する「欧州政党」又は欧州議会の政党グループへのそのサービスの提供につき、その拠点の場所だけに基づく制約してはならない。

2. より厳格な国内の規定が適用される場合を除き、EU レベル又は加盟国の国、地域若しくは地方レベルで実施される選挙又はレファレンダムの実施の日の直近 3 か月前までにおいては、当該選挙又はレファレンダムに関係する政治広告行為サービスは、スポンサー又はスポンサーの代理を務めるサービスの事業者であって、自らが次のいずれかに該当する旨の意思表示を行うものに限り、提供されるものとする。

(a) EU 市民 [a citizen of the Union]

(19) 一般データ保護規則 (Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))

(20) 同項では、「管理者」を、「自然人又は法人、公的機関、部局その他の組織であって、単独で又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者を意味する」と規定する。[個人情報保護委員会訳]「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則)【条文】(仮日本語訳)」個人情報保護委員会ウェブサイト, p.3. <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>>

(21) EU の機関、団体、事務所及び局による個人データの処理における自然人の保護等に関する規則 (Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC)

(22) 同項では、「管理者」を、「単独又は他の機関と合同により、個人データの処理の目的及び方法を決定する、EU の機関 (institution)、組織、総局 (directorate-general) その他の組織体 (organisational entity) をいう」と規定する。

- (b) EU域内に永住する第三国⁽²³⁾国民 [third-country national] であって、居住する加盟国の国内法に従った選挙又はレファレンダムの投票の権利を有するもの
- (c) EU域内で設立された法人であって、b号にいう第三国国民を除く第三国国民又は第三国において設立された法人によって最終的に所有されておらず、又は支配されていないもの

第2章 政治広告行為サービスのための透明性及び適正評価手続の義務

第6条 政治広告行為サービスのための透明性及び適正評価手続の義務

1. 政治広告行為サービスは、本条、第7条から第17条まで及び第21条に定める義務に基づき、透明性のある方法により提供されるものとする。
2. 政治広告行為サービスの事業者は、政治広告行為サービスの提供のために締結された契約上の取決めが、責任の割当てに関するもの並びに情報の完全性及び正確性に関するものを含む、この規則の関連する規定の遵守を可能とすることを保障しなければならない。

第7条 政治広告行為サービスの識別

1. 広告行為サービスの事業者は、スポンサー及びスポンサーの代理を務める広告行為サービスの事業者に対し、これらの者が広告行為サービスの事業者を実施を依頼した広告行為サービスが第3条第5項の意味する政治広告行為サービスを構成するか否か、及び第5条第2項に規定する要件のいずれかを満たすか否かについて、申告する [declare] よう要求しなければならない。スポンサー及びスポンサーの代理を務める政治広告行為サービスの事業者は、このような申告を誠実に [truthfully] 行わなければならない。かつ、その正確性について責任を負わなければならない。
2. 政治広告行為サービスの事業者は、政治広告行為サービスの提供のために締結した契約上の取決めが、スポンサー又はスポンサーの代理を務める広告行為サービスの事業者に対し、本条第1項の規定に従った申告並びに第9条第1項、第11条第1項及び第12条第1項を遵守するために必要である関連情報の提供を要求することを保障しなければならない。この情報は、完全かつ正確な手段により、不当な遅延なしに伝達されなければならない。
3. スポンサーは、政治広告の発行、配信又は配布の期間の前又は期間中において、政治広告行為サービスの事業者が第9条第1項a号、d号、e号及びf号、第11条第1項a号からd号まで並びに第12条第1項a号、b号、c号、e号、h号及びk号を遵守するために必要な情報を提供し、かつその正確性を保障しなければならない。

スポンサー又はスポンサーの代理を務める広告サービスの事業者は、伝達された情報の変更を覚知した場合には、適時、完全かつ正確な手段により、関係する政治広告行為サービスの事業者に対して更新情報が伝達されることを保障しなければならない。

スポンサー又はスポンサーの代理を務める広告行為サービスの事業者は、政治広告行為の発行者によって伝達され、又は発行されたいずれかの情報が不完全又は不正確であることを覚知した場合には、不当な遅延なしに、関係する政治広告行為の発行者に連絡し、当該政治

(23) EU加盟国以外の国家を意味する。マティアス・ヘルデーゲン(中村匡志訳)『EU法』ミネルヴァ書房, 2013, p.14. (原著名: Herdegen, Matthias, *Europarecht*, 14. Aufl., München: Beck, 2012)

広告行為の発行者に完全な情報又は訂正済みの情報を伝達しなければならない。

4. 政治広告行為サービスの事業者は、本条に従った申告又は情報を提出したスポンサー又はスポンサーの代理を務める広告サービスの事業者に対し、当該申告又は当該情報が明白に誤っていた場合には、当該申告又は当該情報の訂正を要求しなければならない。スポンサー又はスポンサーの代理を務める広告サービスの事業者は、不当な遅延なしに、当該訂正を完全かつ正確に行わなければならない。
5. オンラインインターフェイスを用いた政治広告行為サービスの事業者は、当該オンラインインターフェイスが、スポンサー及びスポンサーの代理を務める広告サービスの事業者による、本条第1項及び第9条第1項にいう義務の遵守を促進する方法により、設計され、組織化されていることを保障しなければならない。

第8条 政治広告の識別

1. メッセージが第3条第2項b号にいう政治広告行為を構成するか否かを判断するため、次の各号に掲げる要素〔feature〕を含む当該メッセージの要素が、全て考慮されるものとする。
 - (a) 当該メッセージの内容
 - (b) 当該メッセージのスポンサー
 - (c) 当該メッセージを伝達するために用いられる言語
 - (d) 配布の期間を含む、当該メッセージが伝達される状況
 - (e) 当該メッセージが作成され、配置され、促進され、発行され、配信され、若しくは配布される方法
 - (f) ターゲティングされる視聴者
 - (g) メッセージの目的
2. 欧州委員会は、本条の適切な適用に資することを目的とした共通のガイダンスを作成しなければならない。

第9条 記録管理

1. 政治広告行為サービスの事業者は、この規則を遵守するために必要な範囲で、当該サービスを提供するに際して収集した、次に掲げる事項に関する情報を保持しなければならない。
 - (a) 当該サービスのうちの一又は複数に結び付いた政治広告又は政治広告行為キャンペーン
 - (b) 政治広告行為に関連して政治広告行為サービスの事業者が提供する特定のサービス
 - (c) 提供した当該サービスに対して請求した金額及び提供した当該サービスの対価の一部又は全部として受領したその他の便益〔benefits〕の価値〔value〕
 - (d) c号にいう金額及びその他の便益の出所が公的か私的かという情報並びに当該出所がEU域内かEU域外かに関する情報
 - (e) 政治広告のスポンサーの身元〔identity〕及び連絡先〔contact details〕並びに該当する場合にはスポンサーを最終的に支配する主体の身元及び連絡先並びに法人の場合にはその拠点の場所
 - (f) 該当する場合には、当該政治広告が結び付く選挙、レファレンダム、立法過程又は規制プロセスの表示
2. 政治広告行為サービスの事業者は、第1項に基づき保持する情報が完全かつ正確であることを保障する合理的な努力を払わなければならない。

3. 第1項にいう情報は、書面又は電子的な形態であるものとする。当該情報は、場合に応じて、最後の作成、配置、促進、発行、配信又は配布の日から7年間、機械可読形式により保持されるものとする。
4. 広告行為サービスの提供が当該企業の主要な活動に対して単に周縁的 [marginal] かつ付随的なものにすぎない場合には、本条は、指令2013/34/EU⁽²⁴⁾ 第3条第1項⁽²⁵⁾ を満たす [qualifying] 零細企業 [micro-undertakings] には適用しない。

第10条 政治広告行為の発行者への情報の伝達

1. 政治広告行為サービスの事業者は、政治広告行為の発行者がこの規則に基づく義務を遵守することができるようにするため、第9条第1項にいう情報が、適時、完全かつ正確な手段により、政治広告行為の発行者に伝達されることを保障しなければならない。

それぞれの政治広告行為サービスの事業者は、ベストプラクティス及び業界の標準に従い、かつ、技術的に可能であれば、標準化された自動化プロセスの方法により、関連するサービスの提供中に、第1段落 [first subparagraph] にいう情報を伝達しなければならない。

政治広告行為の発行者が唯一の政治広告行為サービスの事業者であるときは、スポンサーは、当該政治広告行為の発行者に対し、関連する情報を伝達しなければならない。
2. 政治広告行為サービスの事業者が、伝達された当該情報が変更されたことを覚知した場合には、関連する政治広告行為の発行者に更新された情報が伝達されることを保障しなければならない。

第11条 政治広告の標示及び透明性の要件

1. 政治広告行為の発行者は、それぞれの政治広告が、明瞭であり [clear]、明白であり [salient] かつ曖昧でない [unambiguous] 方法により、次の各号に掲げる情報とともに利用可能となっていることを保障しなければならない。
 - (a) これが政治広告である旨の表明 [statement]
 - (b) 政治広告のスポンサー及び該当する場合にはスポンサーを最終的に支配する主体の身元
 - (c) 該当する場合には、政治広告が結び付く選挙、レファレンダム、立法過程又は規制プロセス
 - (d) 該当する場合には、政治広告がターゲティング技術又は広告配信技術の対象となっている影響の表明
 - (e) 第12条第1項にいう情報を含む透明性の公示 [transparency notice] 又は当該公示を容易かつ直接的に検索できる場所の明瞭な表示
2. 政治広告行為の発行者は、第1項にいう情報の完全性を保障しなければならない。政治広告行為の発行者は、第1項e号にいう透明性の公示が検索できる場所に関する情報の正確さ

(24) 特定の種類の企業の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関する2013年6月26日の指令2013/34/EU (Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC)

(25) 同項は、①貸借対照表総額 (balance sheet total) が35万ユーロ (約5880万円) 以下、②総売上高が70万ユーロ (約1億1760万円) 以下及び③会計年度 (financial year) の間の平均従業員数が10名以下という3つの要件のうちの2つを満たす企業を零細企業と定義する。1ユーロは約168円。令和6年7月分報告省令レートに基づく (以下同じ)。

を保障しなければならない。

3. 第1項にいう情報は、用いられる媒体に適合した標示 [labels] の形式で利用可能なものとする。

これらの標示は、目立つ [prominent] ものとし、個人が容易に政治広告をそのようなものと識別可能なものとし、政治広告が更に配布された場合にそのまま維持されるものとする。

4. 欧州委員会は、2025年7月10日までに、第3項にいう標示の形式及びテンプレートを定めるための実施法令 [implementing acts]⁽²⁶⁾ を採択しなければならない。当該実施法令は、標示が、視聴覚媒体及び印刷媒体並びにオンライン広告行為及びオフライン広告行為を含む、用いられる媒体に適合し、当該媒体の特性並びに最新の技術開発及び市場の発展、関連する科学研究並びにベストプラクティスを考慮に入れるものとする。

当該実施法令は、第29条第2項にいう審査手続 [examination procedure] に従って採択されるものとする。

5. 所管官庁を含む加盟国及び欧州委員会は、関連するサービスの事業者の特質並びに指令2013/34/EU第3条第1項、第2項⁽²⁷⁾及び第3項⁽²⁸⁾を満たす零細企業及び中小企業に特有のニーズを考慮に入れた、本条の適切な適用への貢献を目的とする自主的な行為規範 [code of conduct] の作成を奨励しなければならない。

第12条 透明性の公示

1. 政治広告行為の発行者は、第11条第1項e号にいう透明性の公示に次の各号に掲げる情報が含まれることを保障しなければならない。

- (a) 氏名又は名称、電子メールアドレス、公開されている場合はこれらの郵送先 [postal address] 及びスポンサーが自然人ではない場合はその拠点の所在地を含む、スポンサー及び該当する場合にはスポンサーを最終的に支配する主体の身元

- (b) 政治広告の対価として報酬を提供する自然人又は法人がスポンサー又は最終的にスポンサーを支配する主体とは異なる場合における、当該者に関するa号に基づき要求される情報

- (c) 政治広告を発行し、配信し、又は配布しようとする期間

- (d) 政治広告行為サービス及び該当する場合には政治広告行為キャンペーンの一部又は全部の対価として政治広告行為の発行者が受領したものを含む、当該サービスの事業者が受領した金銭の総額及びその他の便益の価値の総計

- (e) d号にいう金銭及びその他の便益の出所が公的か又は私的かという情報並びに当該出所がEU域内かEU域外かに関する情報

- (f) d号にいう金銭及び価値の算出に用いた手法 [methodology]

- (g) 該当する場合には、政治広告が結び付く選挙又はレファレンダム及び立法過程又は規

(26) 実施行為ともいう。EU立法を実施するための統一的な適用を保障するために欧州委員会に制定権限が付与されている立法形式をいう (EU運営条約第291条第2項)。庄司克宏『はじめてのEU法』有斐閣、2015、pp.298-299。

(27) 同項は、①貸借対照表総額が400万ユーロ (約6億7200万円) 以下、②総売上高が800万ユーロ (約13億4400万円) 以下及び③会計年度間の平均従業員数が50名以下という3つの要件のうち2つを満たす企業を小企業と定義するとともに、①については600万ユーロ (約10億800万円) まで、②については1200万ユーロ (約20億1600万円) まで、加盟国が引き上げることを認める規定である。

(28) 同項は、①貸借対照表総額が2000万ユーロ (約33億6000万円) 以下、②総売上高が4000万ユーロ (約67億2000万円) 以下、③会計年度内の平均従業員数が250人以下という3つの要件のうち少なくとも2つを満たす企業であって、零細企業又は小企業ではないものを、中規模企業と定義する。

制プロセスの表示

- (h) 政治広告が特定の選挙又はレファレンダムに結び付く場合、関係する選挙又はレファレンダムの参加方法 [modalities for participation] についての公式情報へのリンク
- (i) 該当する場合には、第13条にいうオンライン政治広告のための欧州リポジトリ [European repository for online political advertisements] へのリンク
- (j) 第15条第1項にいう仕組み [mechanism] に関する情報
- (k) 該当する場合には、政治広告又はその旧版 [earlier version] の以前の発行が、この規則の違反により停止され、又は打ち切られたか否か
- (l) 該当する場合には、政治広告が第19条第1項c号及びe号に規定された情報を含む個人データの使用に基づくターゲティング技術又は広告配信技術の対象である旨の表明
- (m) 該当する場合かつ技術的に可能な場合には、政治広告の視聴数及びエンゲージメント [engagement]⁽²⁹⁾ から見た政治広告の到達度

2. 政治広告行為の発行者は、第1項にいう情報が完全であることを保障しなければならない。

政治広告行為の発行者は、政治広告の発行、配信又は配布の前及びそれらの期間中に第1項d号、f号、i号、j号及びm号の情報の正確性を保障しなければならない。

政治広告行為サービスの事業者は、政治広告行為の発行者が伝達し、又は発行したあらゆる情報が不完全又は不正確であることを覚知した場合、関係する政治広告行為の発行者に不当な遅延なく連絡を取り、完全な情報又は訂正済みの情報を、当該政治広告行為の発行者に伝達しなければならない。

政治広告行為の発行者は、第11条第1項及び本条第1項にいう情報が不完全又は不正確であることを何らかの手段により覚知した場合、スポンサー又は政治広告行為サービスの事業者に連絡を取ることに伴うことを含め、不当な遅延なく情報を完全なものにし、又は訂正するための最善の努力を払わなければならない。

不当な遅延なく情報を完全なものにし、又は訂正することができない場合には、政治広告行為の発行者は、当該政治広告を利用可能にしてはならず、又は不当な遅延なく、当該政治広告の発行、配信若しくは配布を打ち切らなければならない。

政治広告行為の発行者は、本項第5段落に基づくあらゆる決定について、関係する政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者は、不当な遅延なく通知しなければならない。

3. 透明性の公示は、それぞれの政治広告に含まれ、又は当該政治広告の発行期間中のいかなる時点においても容易に検索可能である [retrievable] ものとする。

透明性の公示は、当該政治広告が発行される全ての期間中において最新に保たれ、容易にアクセス可能な形式により提示され、少なくとも当該政治広告が電子的に利用可能な場合には、機械可読形式で利用可能とするものとする。透明性の公示は、政治広告で用いられる言語で記載される [written in the language of the political advertisement] ものとする。EU域内でサービスを提供する政治広告行為の発行者は、技術的に可能な場合には、複数の感覚チャネル [sensory channel]⁽³⁰⁾ を経由して当該情報を利用可能とすることによることを含め、透明

(29) SNSなどのソーシャルメディアを通じた各種マーケティング活動における、1つの投稿に対する閲覧者の反応（ソーシャルボタンを押下すること、コメントすることなど）をいう。「エンゲージメント率」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/エンゲージメント率-1690131>>

(30) 感覚の特定のモダリティ (modality. 視覚、聴覚、身体感覚、味覚、嗅覚など、それぞれの感覚器で感知する「固

性の公示が適切なアクセシビリティ要件に適合していることを保障しなければならない。

透明性の公示は、明瞭に視認でき、平易な文体を用いるなど、ユーザーフレンドリーであるものとする。

4. 政治広告行為の発行者は、その透明性の公示を、関係する政治広告の最後の発行から7年の間、あらゆる修正版とともに保持しなければならない。
5. 本条第4項は、広告行為サービスの提供が当該企業の主要な活動に対して単に周縁的かつ付随的なものにすぎない場合には、本条は、指令2013/34/EU第3条第1項を満たす零細企業には適用しない。
6. 欧州委員会は、当該改正が、政治広告のより広範な面及びその目的を理解するために必要であることを条件として、技術の発展、市場の慣行 [practice]、関連する科学研究、所管官庁による監督の下での発展及び所管組織により発行される関連するガイダンスを参照して、本条第1項に掲げる要素のリストに要素を追加することにより及びこの規則の第1項f号を改めることにより、この規則を改正するため、第28条に基づく委任立法 [delegated acts]⁽³¹⁾を採択する権限を有する。
7. 欧州委員会は、2025年7月10日までに、最新技術及び市場の発展、関連する科学研究並びにベストプラクティス並びに指令2013/34/EU第3条第1項、第2項及び第3項を満たす零細企業、小企業 [small undertakings] 又は中規模企業 [medium-sized undertakings] に特有のニーズを考慮し、視聴覚媒体及び印刷媒体並びにオンライン広告及びオフライン広告を含む、用いられる媒体に適合することを保障するための透明性の公示のための技術仕様のフォーマットを定め、技術仕様を提供するための実施法令を採択しなければならない。当該実施法令は、第29条第2項にいう審査手続に従って採択されるものとする。

第13条 オンライン政治広告のための欧州リポジトリ

1. 欧州委員会は、EU域内で発行され、又はEU市民若しくはEU在住者に向けられた全てのオンライン政治広告のための公開リポジトリである、オンライン政治広告のための欧州リポジトリ（「欧州リポジトリ」）を設立し、直接又は管理機関 [management authority] にその責務を委託することにより、その運営を確保しなければならない。このリポジトリには、次に掲げる機能及びサービスが含まれるものとする。
 - (a) その最初の発行のときからそれぞれのオンライン政治広告について第12条第1項にいう政治広告行為の発行者により提供される情報と共にオンライン政治広告への公衆のアクセスを可能とする機能であり、当該情報は、機械可読形式により利用可能であるものとし、多基準の [multicriteria] クエリー [query]⁽³²⁾を許容し、かつ、単一のポータルから公衆がアクセス可能であるものとする。
 - (b) 第12条第1項にいうオンライン政治広告行為及び政治広告と共に発行される情報の、

有の感覚」をいう。)及びサブモダリティ (submodality. モダリティを成り立たせるため要素。例えば、「視覚」の場合の「明るさ」「色」「コントラスト」など)に関する情報を伝達する神経機構をいう。William D. Willis Jr. and Richard E. Coggeshall, "The Sensory Channels," W. D. Willis and R. E. Coggeshall, *Sensory mechanisms of the spinal cord*, New York: Plenum Press, 2004, p.789.

(31) 欧州議会及び理事会の委任を受けて、欧州委員会が規則、指令又は決定を内容的に補充し、又は修正する法形式をいう。庄司 前掲注(26)参照。

(32) 必要とするデータをデータベースから抽出するために使用される命令の集合をいう。牧野武則ほか編『コンピュータ&情報通信用語事典』オーム社, 2001, p.211.

政治広告が提示されている全ての期間及び当該政治広告が最後に提示されてから7年間の入手可能性 [availability] を保障するホスティングサービス⁽³³⁾であり、当該サービス及び当該サービスにより提供される情報へのアクセスは、政治広告及び当該政治広告に付随して公表された情報の削除のためのあらゆる法的要件を尊重し、かつ、当該要件に反さずに行うものとする。当該サービスは、オンライン政治広告を欧州リポジトリに提出した政治広告行為の発行者には無料とする。

2. 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンである政治広告行為の発行者は、それぞれの政治広告が、この規則の第12条第1項にいう情報と共に、規則 (EU) 2022/2065 第39条にいうリポジトリ⁽³⁴⁾において利用可能であることを保障しなければならない。それに加え、当該政治広告行為の発行者は、当該政治広告が発行された時点から、当該政治広告が提示される全ての期間、かつ、当該政治広告が最後にこれらのオンラインインターフェイスに提示されてから7年間、欧州リポジトリを通じて当該情報にアクセスできるようにしなければならない。
3. 政治広告行為の発行者が、違法の疑い又は規約 [terms and conditions] との不適合に基づき、特定の政治広告を削除し、又はアクセス不可にする場合には、この規則の第12条第1項によって要求される情報へのアクセスを、この規則の第9条第3項にいう期間、提供し続けなければならない。この義務 [requirement] は、規則 (EU) 2022/2065 第9条第2項 a 号 (i)⁽³⁵⁾、第17条第3項 a 号から e 号まで⁽³⁶⁾ 及び第39条第3項⁽³⁷⁾ に規定する義務に影響を及ぼさない。
4. 本条第2項にいうものを除く、オンラインサービスを通じて政治広告行為を発行する政治広告行為の発行者は、当該政治広告の最初の発行から72時間以内に、当該政治広告及び第12条第1項に基づき要求される情報を、欧州リポジトリにおいて利用可能としなければならない。

(33) サービスの受益者が提供する情報を、その要求により保存することを内容とするサービスをいう (規則 (EU) 2022/2065 第3条 g 号 (iii))。

(34) 自らのオンラインインターフェイスに広告を掲載する巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンに対して設置及び運営が義務付けられている、広告の対象となる製品・サービス等の名称、広告の内容、広告主の名称、広告の受益者等に関する情報が掲載されたりリポジトリをいう。

(35) 規則 (EU) 2022/2065 第3条 g 号にいう仲介サービス (前掲注 (18) 参照) の事業者は、国内の司法当局又は行政官庁から、適用される EU 法又は EU 法に準拠した国内法に基づき、違法コンテンツの一又は複数の特定の部分 (items) に対する措置命令 (order to act) を受けた場合において、当該命令の発出者等に対して、当該命令に効力が生じたか否か、命令がいつ効力を生じたかを、不当な遅延なしに通知しなければならないこととされている (同規則第9条第1項)。その上で、同条第2項 a 号 (i) は、加盟国に対し、発出する当該命令につき、その根拠となる EU 法又は国内法を明示することを義務付ける。

(36) 規則 (EU) 2022/2065 第3条 g 号にいう仲介サービス (前掲注 (18) 参照) の事業者が、当該サービスの受益者が提供する情報が違法コンテンツであること又は当該サービスの規約との不適合を理由として、コンテンツの削除、コンテンツへのアクセスの無効化 (disabling access to content) 又はコンテンツの格下げ (demoting content) を行おうとする場合、当該事業者が当該受益者に、明確かつ具体的な理由を示した書面 (statement) を提供しなければならないこととされている (第17条第1項)。同条第3項では、当該書面に掲載しなければならない情報として、次の6種類を掲げる。①当該措置の内容に関する情報 (a 号)、②当該措置を行った動機等 (b 号)、③自動化された手段を用いたか否か (c 号)、④違法コンテンツである場合の法的根拠等 (d 号)、⑤規約との不適合の疑いの場合の該当する規約の条項及び不適合とした理由 (e 号)、⑥当該措置への救済手続に関する情報 (f 号)。

(37) 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンのプロバイダーが、違法の疑い又は規約との不適合に基づき、特定の政治広告を削除し、又はアクセス不可にする場合において、①当該措置の内容に関する情報 (a 号)、②当該措置を行った動機等 (b 号) 及び③自動化された手段を用いたか否か (c 号) の3つの情報については、規則 (EU) 2022/2065 第39条において設置を義務付けられているリポジトリ (前掲注 (34) 参照) に含めてはならないこととされている。その一方で、規則 (EU) 2022/2065 第17条第3項 a 号～e 号に掲げる情報 (前掲注 (36) の①～⑤に列挙する情報をいう。) 及び第9条第2項 a 号 (i) に規定する情報 (前掲注 (35) 参照) については、当該リポジトリに含めなければならないこととされている。

らない。

5. 欧州委員会又は場合によれば第1項にいう管理機関は、政治広告行為及びそれに付随して公表された情報の完全性及び正確性並びに関連するEU法又は国内法及びその他適用される拘束力のある規定の遵守について、一切の責任を負わないものとする。
6. 欧州委員会は、2026年4月10日までに、単一のポータルを通じてこの規則に基づきオンラインにより公表される情報の集約にアクセスできるようにする目的のため、共通のデータ構造、政治広告の欧州リポジトリへの取載を促進する標準化されたメタデータ及びオンライン検索エンジンによる政治広告行為のインデックス化 [indexation]、標準化された認証並びに共通のアプリケーションプログラミングインターフェイス⁽³⁸⁾を提供するための詳細な取決めを規定する実施法令を、第29条に基づき採択しなければならない。

欧州委員会は、当該実施法令を採択するときは、技術の発展、市場の発展及び科学の発展を考慮し、次の各号に掲げる目的を達成することを目指さなければならない。

- (a) 欧州リポジトリを通じて第1項、第2項及び第3項にいう情報に公衆がアクセスできること。
- (b) オンラインの透明性の公示へのアクセス及び関連するデータベースでの検索を可能にするための共通のアプリケーションプログラミングインターフェイスの使用を通じて当該公示に公衆が容易にアクセスできるようにすること。
- (c) ユーザーフレンドリーである単一のポータル及び検索サービスを通じてオンラインの透明性の公示及びこれらの体裁 [presentation] を分析できるようにすることを含む、サードパーティー⁽³⁹⁾及び公衆が透明性の公示にアクセスすることへの支援を行うこと。

第14条 政治広告行為サービスに関する定期報告

1. 政治広告行為の発行者は、指令2013/34/EU第19条⁽⁴⁰⁾にいう経営報告 [managing report] の付録として、ターゲティング技術及び広告配信技術の使用に関するものを含めた当該サービスの対価の一部又は全部として受領した金銭の総額及びその他の便益の価値に関する情報を、キャンペーンごとに集約して含めなければならない。

政治広告行為の発行者は、国内法に基づき定められた、政治関係者の監査 [audit] 及び監督の責任を負う所管官庁が、第1段落にいう情報を利用できるようにしなければならない。

2. 本条第1項は、指令2013/34/EU第3条第1項、第2項及び第3項に基づく要件を満たす零細企業、小企業又は中規模企業には適用しないものとする。

第15条 不遵守の可能性がある政治広告の指摘

1. 政治広告行為の発行者は、当該発行者が発行する特定の政治広告がこの規則を遵守してい

(38) アプリケーションソフトなどが、自らが持つ機能の一部を外部のアプリケーションソフトやウェブサービスから簡単に利用できるようにする仕組みのこと。「API」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/API-1354>>

(39) third-party. オリジナル製品を開発・販売している企業以外で、互換性や関連性のあるソフトウェアやハードウェアを開発・製造している企業の総称。「サードパーティー」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/サードパーティー-13898>>

(40) 同条では、EU域内の大企業（後述）、中規模企業（前掲注(28)参照）及び小企業（前掲注(27)参照）に対し、当該企業の発展及び業績並びにその位置付けの公正なレビュー、当該企業が直面する主要なリスク及び不確定要素等に関する資料である「経営報告」の作成及び公表を原則として義務付ける。大企業とは、特定企業指令第3条第4項に規定する要件（①貸借対照表総額が2000万ユーロ（32億7000万円）超、②総売上高が4000万ユーロ（約65億4000万円）超、③会計年度内の平均従業員数が250人超という3つの要件のうち少なくとも2つを満たすことをいう。）を満たす企業をいう。

- ない場合に、自然人又は法人が当該発行者に通報できるようにするために必要となる仕組みを整備しなければならない。
2. 第1項にいう仕組みは、透明性の公示からのものを含め、無料であり、ユーザーフレンドリーであり、かつアクセスしやすいものとする。技術的に可能な場合には、これらの仕組みによって通報を電子的な形式により行い得るようにしなければならない。
 3. これらの仕組みは、問題になっている政治広告がこの規則を遵守していないことを政治広告行為の発行者が識別するための、当該発行者への正確かつ具体的な通報の提出を容易にするものとする。そのため、政治広告行為の発行者は、次に掲げる事項 [element] を全て含む通報の提出を可能にし、かつ容易にするために必要な措置を講じなければならない。
 - (a) 問題になっている政治広告がこの規則を遵守していないと通報を提出した自然人又は法人が主張する理由の具体的な説明
 - (b) 当該政治広告を特定できる情報
 - (c) 当該通報を行った自然人又は法人の氏名又は名称及び電子メールアドレス
 4. 政治広告行為の発行者は、第1項に基づき受理した通報の受理確認書 [confirmation of receipt] を、当該通報を提出した自然人又は法人に、不当な遅延なしに送付しなければならない。
 5. 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンである政治広告行為の発行者は、不当な遅延なしに次に掲げる行為を行わなければならない。
 - (a) 入念に [diligent]、恣意的にならず [non-arbitrary]、かつ客観的な方法により、第1項に基づき受理した通報を審査し、対処する [address] こと。
 - (b) 第1項にいう通報を提出した自然人又は法人に対し、当該通報への対応措置 [follow-up] を報告すること。
 6. 巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンではない政治広告の発行者は、不当な遅延なしに次に掲げる行為を行わなければならない。
 - (a) 入念に、恣意的にならず、かつ客観的な方法により、第1項に基づき受理した通報を審査し、対処するよう最善の努力を払うこと。
 - (b) 少なくとも要求があった場合は、本条第1項にいう通報を行った自然人又は法人に対し、当該通報に対する対応措置を報告すること。なお、指令2013/34/EU第3条第1項に基づく零細企業としての要件を満たす政治広告行為の発行者は、この点を遵守することを保障するよう最善の努力を払わなければならない。
 7. 選挙又はレファレンダムの直前の1か月の間、政治広告行為の発行者は、当該選挙又はレファレンダムと結び付く政治広告に関して受理したあらゆる通報を、当該通報に含まれた情報を基に完全に処理することができる場合には、48時間以内に処理しなければならない。指令2013/34/EU第3条第1項、第2項及び第3項に基づく零細企業、小企業又は中規模企業の要件を満たす政治広告行為の発行者は、当該選挙又はレファレンダムと結び付く政治広告に関して受理したあらゆる通報を不当な遅延なく処理するよう最善の努力を払わなければならない。
 8. 政治広告行為の発行者は、当該通報が関係する政治広告に関する救済の可能性及び該当する場合には通報の処理のための自動化された手段の使用についての明瞭かつユーザーフレンドリーな情報を、提供しなければならない。
 9. 政治広告行為の発行者は、不当な遅滞なく、本条に基づき行われた通報に従って講じられ

たあらゆる措置のうち、関係する政治広告の入手可能性又は表示に影響を及ぼすものを、関係する政治広告行為のスポンサー又は事業者に報告しなければならない。

10. 政治広告行為の発行者は、同一の広告又は広告行為キャンペーンに関する第1項に基づく多数の通報に対し、自動化ツールを用いること又は関係する通報を参照する当該発行者のウェブサイトにおいて表明を行うことを含め、一括して応答することができる。
11. 欧州委員会は、第22条第8項にいう各国の連絡窓口 [contact point] のネットワークとの協議の後、本条の適用に際して政治広告行為の発行者を支援するためのガイドラインを刊行することができる。

第16条 国の所管官庁への情報の伝達

1. 第9条、第11条、第12条及び第14条の規定の遵守 [状況] を確認するため、国の所管官庁は、政治広告行為サービスの事業者に対し、あらゆる必要な情報を伝達することを要求する権限を有するものとする。伝達された情報は、完全で、正確かつ信頼できるものでなければならない。さらに、明瞭で、理路整然としており、統合され、かつ、理解しやすい形式で提供されなければならない。技術的に可能な場合には、当該情報は、標準化された機械可読形式により伝達されるものとする。
2. 第1項にいう要求には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (a) 当該要求が犯罪又は重大な行政義務違反 [administrative offence] の防止、捜査、取調べ及び訴追の目的を追求する場合及び要求の理由を開示することが当該目的を危機にさらす場合を除き、当該情報を要求する目的を説明する理由書 [statement of reason]
 - (b) 関連する政治広告行為サービスの事業者及び当該政治広告行為サービスのスポンサーが利用できる救済措置に関する情報
3. 本条第1項に基づく要求を受理した場合、政治広告行為サービスの事業者は、2営業日以内に当該要求を受理した旨を通知するとともに、当該要求に応じるために行う処置 [step] を国の所管官庁に報告しなければならない。関連する政治広告行為サービスの事業者は、8営業日以内に、要求された情報を提供しなければならない。他方、指令2013/34/EU第3条第1項、第2項及び第3項に基づく零細企業、小企業又は中規模企業の要件を満たす政治広告行為サービスの事業者は、要求された情報を12営業日以内に、それ以降は不当な遅延なしに提供するよう、最善の努力を払わなければならない。
4. 本条第3項の規定にかかわらず、選挙又はレファレンダムの直前の1か月間においては、政治広告行為サービスの事業者は、要求された情報を保有しているときは、不当な遅延なしに、かつ、48時間以内に、当該情報を提供しなければならない。他方、指令2013/34/EU第3条第1項及び第2項に基づく零細企業又は小企業の要件を満たす政治広告行為サービスの事業者は、要求された情報を保有している場合は、不当な遅延なしに、かつ、可能な場合には当該選挙又はレファレンダムの日より前に、当該情報を提供しなければならない。
5. 政治広告行為サービスの事業者は、国の所管官庁との連絡調整 [interaction] のための連絡窓口を指定しなければならない。指令2013/34/EU第3条第1項、第2項及び第3項に基づく零細企業、小企業又は中規模企業の要件を満たす政治広告行為サービスの事業者は、外部の自然人を連絡窓口として指名することができる。

第17条 その他の利害関係主体への情報の伝達

1. 政治広告行為サービスの事業者は、利害関係主体の要求を受けた場合は、速やかに、無料で、

- かつ技術的に可能な場合には機械可読形式により、当該政治広告行為サービスの事業者が第9条、第11条及び第12条に基づき要求された情報を、当該主体に伝達しなければならない。
2. 第1項に基づき情報の伝達を要求する利害関係主体は、商業的利益から独立し、かつ、次の各号に掲げる種類のうちの一又は複数に該当しなければならない。
 - (a) 規則(EU)2022/2065第40条第8項⁽⁴¹⁾に該当する審査済みの研究者 [vetted researcher]
 - (b) 国内法又はEU法に基づき認可された、その法定の目的が公益の保護及び促進である市民社会組織 [civil society organisation] の構成員
 - (c) 政治関係者
 - (d) 加盟国において承認された、国内の又は国際的な選挙監視員 [electoral observer]
 - (e) ジャーナリスト
 3. 政治広告行為サービスの事業者は、利害関係主体からの要求を受けた場合、要求された情報又は第5項に基づく理由を付した回答を、可及的速やかに、遅くとも1か月以内に提供するための最善の努力を払わなければならない。
 4. 第1項に基づき提供される情報を作成する場合、政治広告行為サービスの事業者は、その商業上の正当な利益を保護するために必要な範囲内で、[その作成に]関連する金額を合算し、又は当該金額の範囲を設定することができる。
 5. 第1項に基づき行われた要求が明らかに不明瞭であり、過剰であり、又は政治広告行為サービスの事業者が保有していない情報に関係する場合、当該事業者は、要求された情報の提供を拒否することができる。このような場合、政治広告行為サービスの事業者は、当該要求を行った利害関係主体に対し、該当する場合には指令(EU)2020/1828に基づく⁽⁴²⁾ものも含む、救済措置の可能性に関する情報と共に、理由を付した回答を送付しなければならない。
 6. 第1項に基づき行われた要求の処理に著しい費用がかかる場合、政治広告行為サービスの事業者は、合理的で、かつ相応の、いかなる場合においても要求された情報を提供するための管理費用を超えない金額の手数料を課すことができる。
 7. 政治広告行為サービスの事業者は、要求が明らかに不明瞭であり、過剰であり、若しくは

(41) 同項において、①デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関して規定し、指令96/9/EC及び2001/29/ECを改正する2019年4月17日の欧州議会及び理事会指令(EU)2019/790(Directive(EU)2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC)の第2条第1項に定義する研究組織(その図書館を含む大学、研究所又はその他の主体であって、その第一義的な目標が科学研究を遂行すること又は科学研究の遂行を含めた教育活動を実施するものをいう。)に所属していること、②商業的利益から独立していること、③審査申請書において研究資金を開示していること、④各請求に対応する特定のデータセキュリティ及び機密保持の要件を遵守し、個人データを保護する能力があり、かつ、そのために実施する技術的及び組織的な措置を、請求のための書面に記載していること、⑤データへのアクセス及び請求された期間が、その研究のために必要かつそれに見合ったものであり、その研究に期待される成果がEUにおけるシステムリスクの検出、特定及び理解並びにリスク緩和措置の妥当性、効率及び影響の評価に寄与する研究を行う目的に寄与することを、請求書に明示すること、⑥計画する研究活動が、⑤で言及した目的のために実施されること、⑦研究終了後の合理的な期間内に研究成果を無償で一般に公開することを約束していること、の7つの要件が規定されている。

(42) 消費者の集団利益の保護のための団体訴訟に関して規定し、指令2009/22/ECを廃止する2020年11月25日の欧州議会及び理事会指令(EU)2020/1828(Directive(EU)2020/1828 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on representative actions for the protection of the collective interests of consumers and repealing Directive 2009/22/EC)の第4条に基づき消費者団体訴訟を行う資格を認定された団体(適格団体)が、同指令第9条に基づき請求することができる救済措置を指す。同指令については、濱野恵「【EU】消費者団体訴訟指令の公布」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/11633266>>を参照。

当該事業者が保有していない情報に関係すること又は要求に著しい処理費用がかかることについて立証する責任を負わなければならない。

第3章 オンライン政治広告行為のターゲティング及び広告配信

第18条 オンライン政治広告行為に関するターゲティング技術及び広告配信技術に関連する特定の要件

1. オンライン政治広告に関する個人データの処理を伴うターゲティング技術又は広告配信技術は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り許可されるものとする。
 - (a) 管理者がデータ主体 [data subject]⁽⁴³⁾ から個人データを収集すること。
 - (b) 政治広告行為を目的として個人データを個別に処理することに対し、データ主体が規則 (EU) 2016/679 及び規則 (EU) 2018/1725 にいう明示的な同意を与えたこと。
 - (c) 当該技術が、規則 (EU) 2016/679 第9条第1項及び規則 (EU) 2018/1725 第10条第1項にいう特別な種類の個人データ⁽⁴⁴⁾ を使用した規則 (EU) 2016/679 第4条第4号及び規則 (EU) 2018/1725 第3条第5号に規定する「プロファイリング」⁽⁴⁵⁾ を伴わないこと。
2. 政治広告行為に関しては、国内規定によって設定された選挙権年齢 [voting age] から1歳以上下回ることを合理的な確実性をもって管理者が認知しているデータ主体の個人データの処理を含むターゲティング技術又は広告配信技術は、禁止される。本項に規定する義務を遵守することは、当該データ主体が選挙権年齢を1歳下回っているか否かを評価するための追加の個人データの処理を、管理者に義務付けるものではない。
3. 本条は、あらゆる政党、財団、協会その他の非営利団体が行う、これらの団体の構成員及び構成員であった者への伝達又は、ニューズレターのような、その政治活動と結び付いた伝達には、これらの伝達が購読データにのみ基づいたものであって、これらの団体の構成員、構成員であった者又は購読者に厳密に限定され、これらの者から提供された個人データに基づいており、かつ、受益者及び当該受益者が受領するメッセージのターゲティング又はその他の更に選択を行うための個人データの処理を伴わない場合に限り、適用しないものとする。
4. 明示的な同意を与えること及び一度与えた当該同意の取消しに関する規則 (EU) 2016/679 及び規則 (EU) 2018/1725 に規定する要件を満たす目的のため、管理者は、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (a) データ主体が、政治広告行為の目的のためのデータ処理に同意しないことを自動化された手段によって既に指定した場合には、当該要求が状況の重大な変化によって正当化される場合を除き、データ主体が同意を要求されないこと。
 - (b) 同意を与えないデータ主体が、政治広告行為を受領することなしにオンラインサービ

(43) 識別された、又は識別され得る (identified or identifiable) 自然人をいう (規則 (EU) 2016/679 第4条第1項)。

(44) 人種的若しくは民族的な出自、政治的な意見、宗教的若しくは哲学的な信条又は労働組合の構成員であることを明らかにする個人データ、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ及び自然人の性生活又は性的指向に関するデータをいう。

(45) 両規則の当該号は同一の文言であり、次のとおり定義されている。「プロファイリング」とは、自然人に関する特定の個人的な側面の評価のため、特に、自然人の業績 (performance at work)、経済状況、健康、個人的嗜好、関心、信頼度、素行 (behaviour) 又は行動 (movements) に関する側面の分析又は予測のために、個人データを用いることから構成されている、個人データのあらゆる自動化処理の方式をいう。」

スを利用するための同等の代替手段を提供されること。

第19条 オンライン政治広告行為に関するターゲティング技術及び広告配信技術に関連する追加の透明性の要件

1. 個人データの処理を伴うターゲティング技術又は広告配信技術をオンライン政治広告行為に関して使用するとき、管理者は、規則(EU)2016/679及び規則(EU)2018/1725に規定する要件⁽⁴⁶⁾に加え、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 当該技術の使用方法について、明瞭かつ平易な文体により記述された内部の規約[policy]を採用し、実施し、及び一般に公開し[make publicly available]、かつ、当該規約を当該技術の最後の使用から7年間保持すること。
 - (b) 当該技術の使用、関連する仕組み及び使用したパラメータに関する記録を残すこと。
 - (c) 政治広告である旨の表示とともに、政治広告のターゲティング又は配信に人工知能システム及び何らかの追加の分析技術が用いられたか否か、並びに次に掲げる事項を含む、関係するロジック及び使用された当該技術の主要なパラメータを、関係者が理解できるようにするために必要な追加情報を提供すること。
 - (i) 広告行為が配布される受益者を決定するために用いられるパラメータを含む、ターゲティングされた特定の受益者のグループ
 - (ii) ターゲティング技術又は広告配信技術に用いられた個人データの種類
 - (iii) 包含パラメータ及び除外パラメータを含む、ターゲティングの目標、仕組み及びロジック並びにこれらのパラメータを選択した理由
 - (iv) 政治広告行為のターゲティング又は広告配信における人工知能システムの使用に関する有用な情報
 - (v) 政治広告の配布期間及び政治広告を配布する人数
 - (vi) a号にいう規約を容易に検索できる場所へのリンク又は明瞭な表示
 - (d) 基本権及び自由に関するターゲティング技術又は広告配信技術の使用における内部の年次リスク評価を作成し、その結果を一般に公開すること。
 - (e) この規則の第12条第1項に基づき要求される透明性の公示に含まれている場合を除き、政治広告とともに、規則(EU)2016/679及び規則(EU)2018/1725に基づき個人がその権利⁽⁴⁷⁾を行使することを支援するための効果的な手段について、該当する場合には、特に、個人データを修正し、又は該当する場合には同意を取り消す個人の権利について、当該権利の行使を可能にするインターフェイスへのリンクを含め、それぞれ言及すること。
2. 管理者が政治広告行為の発行者と異なる場合、当該管理者は、当該政治広告行為の発行者がこの規則に基づく義務を遵守できるようにするため、第1項c号及びe号にいう情報が当該政治広告行為の発行者に伝達されるよう保障しなければならない。当該情報は、ベストプラクティス及び業界の標準に従って、適時にかつ正確な手段により、技術的に可能な場合には標準化された自動処理の方法により、伝達されるものとする。

(46) 規則(EU)2016/679第12条(データ主体の権利行使のための透明性のある情報、連絡及び様式)及び規則(EU)2018/1725第14条(データ主体の権利行使のための透明性のある情報、連絡及び様式)に規定されている諸要件を指す。

(47) 情報権(第13条・第14条)、アクセス権(第15条)、訂正の権利(第16条)、消去の権利(忘れられる権利)(第17条)、処理を制限する権利(第18条)、データポータビリティの権利(第20条)、異議を述べる権利(第21条)及び専ら自動化された処理に基づく決定の対象とされない権利(第22条)を指す。

3. 政治広告行為サービスの事業者は、必要に応じて、第1項及び第2項を遵守するために必要な情報を、管理者に伝達しなければならない。
4. 第1項c号及びe号、第2項並びに第3項に従い提供される情報は、容易にアクセスでき、技術的に実行可能な場合には機械可読性があり、明瞭に視認でき、平易な文体の使用によることも含め、ユーザーフレンドリーな形式により提示されるものとする。
5. 欧州委員会は、技術の発展、市場の慣行、関連する科学研究、所管官庁による監督の下での発展及び所管組織により発行される関連するガイダンスを参照して、本条第1項に掲げる要素のリストに要素を追加することにより、この規則を改正するため、第28条に基づく委任立法を採択する権限を有する。

第20条 オンライン政治広告のターゲティング又は広告配信に関する情報のその他の利害関係主体への伝達

管理者は、第17条第2項にいう利害関係主体の求めに応じ、第19条にいう情報を無料で伝達するための適切な措置を講じなければならない。

第4章 監督及び執行

第21条 法定代理人

1. EU域内で政治広告行為サービスを提供する一方で、EU域内に拠点を有しないサービスの事業者は、書面により、単一の自然人又は法人を、当該事業者がサービスを提供する加盟国のうちの1か国における法定代理人〔legal representative〕として指定しなければならない。
指定された法定代理人は、当該者が居住し、又は拠点を置く加盟国の第4項にいう所管官庁に登録しなければならない。この目的のために、サービスの事業者は、当該法定代理人の氏名又は名称、郵送先、電子メールアドレス及び電話番号を、当該所管官庁に提出しなければならない。提出された情報は、正確かつ機械可読形式であり、最新の情報に維持されているものとする。
2. 法定代理人は、この規則に基づく義務の遵守を保障する責任を負わなければならない。サービスの事業者の責任及びサービスの事業者に対して提起され得るあらゆる法的手続に影響を及ぼすことなく、この規則に基づく義務を遵守しないことに対する責任を負う可能性がある。法定代理人は、この規則に規定された関連するサービスの事業者との全ての連絡〔communication〕の名宛人とする。法定代理人へのいかなる連絡も、代理されるサービスの事業者との連絡であるとみなされるものとする。
3. サービスの事業者は、国内の所管官庁及び関連する場合は欧州委員会との効率的かつ適時の協力を保証し、これらの機関の決定の遵守を保障するために必要な権限及び十分な資源を法定代理人に提供しなければならない。
4. 加盟国は、この規則に基づき自国の領土内で登録された全ての法定代理人について、一般に公開され、かつ、機械可読であるオンライン登録簿を維持する責任を負う単一の国内の所管官庁を指定しなければならない。国内の所管官庁は、このような情報に容易にアクセスでき、かつ完全であり、定期的に更新されることを保障しなければならない。加盟国は、関連するウェブサイトのリンクを欧州委員会に提供しなければならない。
5. 欧州委員会は、第4項に基づき加盟国が提供するウェブサイトにリンクする、一般公開の

ポータルを設置し、維持しなければならない。

第22条 所管官庁及び連絡窓口

1. 規則(EU)2016/679第51条⁽⁴⁸⁾にいう監督機関[supervisory authorities]又は規則(EU)2018/1725第52条⁽⁴⁹⁾にいう欧州データ保護監察機関[European Data Protection Supervisor]は、それぞれの所管分野におけるこの規則第18条及び第19条の適用を監視する権限を有するものとする。規則(EU)2016/679第58条及び規則(EU)2018/1725第58条⁽⁵⁰⁾は、必要な変更を加えて[*mutatis mutandis*]適用されるものとする。規則(EU)2016/679第7章⁽⁵¹⁾は、この規則第18条及び第19条の対象となる活動に適用されるものとする。
2. 規則(EU)2016/679第68条にいう欧州データ保護会議[European Data Protection Board]⁽⁵²⁾は、この規則の要件が遵守されているかどうかを規則(EU)2016/679にいう監督機関が評価することを支援するためのガイドラインを、自主的に又は欧州委員会の要求に応じて作成しなければならない。
3. 加盟国は、該当する場合には、規則(EU)2022/2065にいう仲介サービスの事業者によるこの規則の第7条から第17条まで及び第21条に規定する義務の遵守を監督する所管官庁を指定しなければならない。規則(EU)2022/2065に基づき指定する所管官庁⁽⁵³⁾を、オンラインの仲介業者[intermediary]によるこの規則の第7条から第17条まで及び第21条に規定する義務の遵守を監督するために指定された所管官庁のうちの1機関とすることもできる。各加盟国に置かれている、規則(EU)2022/2065第49条にいうデジタルサービスコーディネーター[Digital Service Coordinator]⁽⁵⁴⁾は、規則(EU)2022/2065に規定する「仲介サービス」の事業者に関し、国レベルにおける調整を保障する責任を負わなければならない。規則(EU)2022/2065第49条、第58条第1項から第4項まで⁽⁵⁵⁾及び第60条第1項⁽⁵⁶⁾は、仲介サービスの事業者に関するこの規則の適用に関する事項について適用されるものとする。規則(EU)2022/2065第51条⁽⁵⁷⁾は、この項に基づき指定された所管官庁の権限に関して必要な変更を

(48) 同条第1項において、各加盟国に対し、処理に関連する自然人の基本的な権利及び自由の保護とEU域内における個人データの自由な流れを促進するため、この規則の適用を監視する責任を負う単一又は複数の公的機関を定めることを義務付ける。

(49) 同条において、「欧州データ保護監察機関」を置くこと(第1項)、欧州データ保護監察機関が個人データの処理に関して自然人の基本的な権利及び自由、特にデータの保護の権利を保障する責任を負うこと(第2項)、EUの機関又は組織による個人データの処理に関し、この規則の規定その他自然人の基本的な権利及び自由の保護に関するその他のあらゆるEU法の規定の適用を監視し、保障すること並びにEUの機関及び組織並びにデータ主体に対し、個人データの処理に関する全ての事項について助言することに対する責任を負うこと(第3項)を規定する。

(50) 両方とも、監督機関の権限に関する規定である。

(51) 同章は、「協力と一貫性」という見出しの下、「協力」(第1節。第60条～第62条)、「一貫性」(第2節。第63条～第67条)、「欧州データ保護会議」(第3節。第68条～第76条)の3節17か条から構成される。

(52) 各加盟国につき単一の監督機関の長及び欧州データ保護監察機関(又はその代理人)によって構成され、規則(EU)2016/679の一貫性のある適用を保障する目的のための活動を行う、独立性を有するEUの機関をいう。

(53) 規則(EU)2022/2065第49条第1項により、仲介サービスの事業者の監督及びこの規則の執行に責任を負う機関として加盟国から指定された所管官庁を指す。

(54) 原則として加盟国におけるこの規則の監督及び執行に関する全ての事項に責任を負う機関として当該加盟国から指定される単一又は複数の所管官庁をいう(第49条)。

(55) 仲介サービスの受益者に悪影響を及ぼすような問題が生じたことを認めた場合、欧州委員会及び理事会が、関係する国のデジタルサービスコーディネーターに対し、一定の要件を満たせば、規則の遵守を保障するために必要な調査措置及び執行措置を講じるよう要請することができるという規定である。

(56) デジタルサービスコーディネーターが、関係するデジタルサービスコーディネーターの参加を得て共同調査を行うことができるという規定である。

(57) デジタルサービスコーディネーターが、DSAに基づく任務を遂行するために必要な場合において、仲介サー

加えて適用するものとする。

4. 各加盟国は、本条第1項及び第3項に言及されていないこの規則の適用及び執行への責任を負う、単一又は複数の所管官庁を指定しなければならない。これらの所管官庁は、本条第1項及び第3項にいう所管官庁とは別にすることができ、指令2010/13/EU第30条にいう所管官庁と同一とすることもできる。本項に基づき指定された各所管官庁は、部門からも、いかなる外部からの介入又は政治的な圧力からも、完全な独立を組織上享受するものとする。当該官庁は、完全に独立した状態で効果的に監視し、この規則の監督、遵守及び執行を保障するために必要かつ相応の措置を講じるものとする。
5. 第4項にいう所管官庁は、この規則に関連してその任務を実施する場合、次の各号に掲げる権限を有するものとする。
 - (a) 所管官庁が、個人データの保護及び機密情報の保護に関する関連法令に従って行う、この規則の遵守の監視及び評価のためにのみ用いるデータ、文書その他のあらゆる必要な情報、特に関係する政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者からのものへのアクセスの要求
 - (b) 政治広告行為サービスの事業者に対しての、この規則に基づく義務の不履行に関する警告の発出
 - (c) 違反の停止命令及び政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者がこの規則を遵守するために必要な措置を講じる要求
 - (d) 罰金 [fine] 又は金銭的制裁 [financial penalty] その他適切な金銭的措置を科し、又は司法当局 [judicial authority] が科すことを要求すること。
 - (e) 適切な場合には、定期的な制裁金 [penalty] の支払を科し、又は定期的な制裁金の支払を科すことを、これらの加盟国の司法当局に要求すること。
 - (f) 適切な場合には、違反に相応し、かつ違反を効果的に終結させるために必要な救済措置 [remedy] を課し、又は当該救済措置を課すことをこれらの加盟国の司法当局に要求すること。
 - (g) この規則に基づく義務の違反に責任を負う法人及び自然人並びに当該違反の内容を特定する声明の発行
 - (h) 記憶媒体を問わず、あらゆる形式の情報の写し又は抜粋 [extracts] を調査し [examine]、差し押さえ [seize]、取得し [take]、又は入手する [obtain] ため、政治広告行為サービスの事業者がその取引 [trade]、事業 [business]、技術 [craft] 又は職業 [profession] に関係した目的のために用いたあらゆる施設 [premise] の査察 [inspection] を実施し、又は司法当局が当該査察を命じ、若しくは許可するよう要求すること。
6. 加盟国は、国内の所管官庁が、政治広告行為サービスのスポンサー及び事業者の遵守 [状況] を適切に監督するために十分な技術資源、財源 [financial resource] 及び人材 [human resource] を含む、この規則に基づく権限の範囲内でこの規則に基づく任務を遂行するために必要な全ての手段を有することを保障しなければならない。
7. 加盟国は、他の当局に関係して発見された違反の通報、調査結果及び専門知識の共有並びに関連する規定の適用及び執行に関する情報交換 [liaise] を含む、この規則に基づく監督

ビスの事業者に対して行うことのできる調査、執行及び措置について規定されている。

及び執行の任務並びに権限の行使に関連する諸問題に関する情報の迅速かつ安全な情報交換を促進するため、第1項から第4項までにいう関係する全ての官庁間での国レベルでの効果的かつ組織的な協力及び調整を保障しなければならない。

8. 第9項第2段落に基づき加盟国が指定した国内の連絡窓口は、国内の連絡窓口のネットワークにおいて、EUレベルで定期的に会合を行わなければならない。国内の連絡窓口のネットワークは、この規則の全ての側面に関する国内の連絡窓口と欧州委員会との間での情報、ベストプラクティス及び体系的な協力の定期的な情報交換のためのプラットフォームとして機能しなければならない。特に、国内の連絡窓口のネットワークは、この規則の適用及び執行に関するEUレベルでの協力を促進し、関連する利害関係者との協力の上で、政治広告行為サービスのスポンサー及び事業者がこの規則の要件を遵守することを支援するためのガイドラインの作成を促進しなければならない。国内の連絡窓口のネットワークは、少なくとも年2回、かつ、必要な場合に欧州委員会又は加盟国からの正当な [duly justified] 要求があったときに、会合を行わなければならない。当該ネットワークは、この規則の監督及び執行に関係する事項に関する情報の迅速かつ確実な交換を促進するため、欧州選挙協力ネットワーク、欧州視聴覚メディアサービス規制機関グループその他関連するネットワーク又は組織体と緊密に協力して活動を行わなければならない。欧州委員会は、国内の連絡窓口のネットワークの会合に参加し、運営上の支援を提供しなければならない。
9. 加盟国は、複数の国内の連絡窓口を指定する場合には、これらの機関のそれぞれの任務が明確に規定され、かつ、これらの機関がそれぞれの任務を実施する場合において緊密かつ効果的に協力することを、それぞれ保障しなければならない。

各加盟国は、この規則の全ての側面の目的のためのEUレベルでの国内の連絡窓口として、単一の所管官庁を指定しなければならない。

国内の連絡窓口は、国内の所管官庁の間での効果的な協力及び他の加盟国の国内の連絡窓口との効果的な協力を支援し、促進しなければならない。加盟国は、その国内の連絡窓口の連絡先を一般に公開しなければならない。関係する加盟国は、関係する場合には、他の所管官庁の名称及びその関連する任務を、国内の連絡窓口のネットワークに伝達しなければならない。

第23条 国境を越えた協力

1. 政治広告行為サービスの事業者及びスポンサーによるこの規則の遵守には、当該事業者がその拠点を有する加盟国の権限が及ぶものとする。当該事業者が複数の加盟国に拠点を有する場合は、主な拠点を有する加盟国の管轄下にあるものとみなされるものとする。
2. 第22条第1項及び第2項並びに本条第1項を害することなく、全ての加盟国の所管官庁は、必要に応じて相互に協力し、支援しなければならない。
3. 所管官庁は、他の所管官庁からの正当な要求を受けた場合、不当な遅延なく、かつ、要求を受けた後1か月以内に、第22条第5項にいう監督上又は執行上の措置を効果的、効率的及び一貫性のある方法により行うことができるよう、当該他の所管官庁に支援を提供しなければならない。所管官庁は、第22条第9項にいう国内の連絡窓口を通じ、他の加盟国の所管官庁から理由を付した情報の要求を受けた場合、不当な遅延なく、要求を受けた後14日以内に、必要な情報を当該所管官庁に提供しなければならない。この期限は、追加の調査及び複数の所管官庁からの情報が必要な場合には、1か月に延長することができる。

4. 加盟国の国内の所管官庁は、その領内においてこの規則の違反があったと疑うに足りる理由を有する場合、事業者の主な拠点の所管官庁に通報し、適切な場合には、当該案件を評価し、第7項にいう必要な調査措置及び強制措置を講じるよう、当該所管官庁に対し要求しなければならない。
5. 第4項に基づく通報は、裏付けがあり [substantiate]、正当な理由があり、相応であり、かつ少なくとも次の各号に掲げるものを含まなければならない。
 - (a) 政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者を特定することができる情報
 - (b) 関連する事実、この規則の関連する規定及び関連する場合には第25条第4項に規定する基準の評価を可能にする状況の記述を含む、通報を行う所管官庁がこの規則の違反を疑う理由の説明
 - (c) 当該政治広告又はその写しが検索できるところに関する情報
 - (d) 適切な場合には自らの発意により収集した情報を含む、通報を行う所管官庁が関連すると判断するその他の情報
6. 主な拠点の所管官庁は、第4項に基づき受理した通報に基づいて行動するための十分な情報を有していない場合には、通報を行った所管官庁に対して追加情報を要求することができる。当該要求を受け取った場合、当該所管官庁は、不当な遅延なく、要求された情報を提供しなければならない。

第7項に規定する期間 [time period] は、追加情報が提供されるまで延期される。
7. 主な拠点の所管官庁は、不当な遅延なく、かつ、第4項にいう通報又は該当する場合には第6項にいう情報を受け取った後1か月以内に、通報を行った所管官庁及び国内の連絡窓口のネットワークに対し、違反の疑いの評価及びこの規則を遵守することを保障するためにとられた、又はとられる予定である調査措置又は強制措置に関する情報を伝達しなければならない。
8. 申し立てられた違反の調査が政治広告行為サービスの事業者が主な拠点を有しない単一又は複数の加盟国における政治広告行為サービスの提供に関係する場合、主な拠点の所管官庁は、次のいずれかの場合において、これらの加盟国の所管官庁が参加する共同調査を立ち上げ、かつ主導することができる。
 - (a) 自らの主導により、かつ、要求された所管官庁の同意を得た場合
 - (b) 主な拠点である加盟国に設立された政治広告サービスの事業者によって行われた政治広告行為サービスがこの規則に違反し、又は要求を行った所管官庁の領域内の個人に実質的な影響を与えているとの合理的な疑いに基づき、別の所管官庁が要求を行った場合
9. 第8項の目的のために共同調査の立上げを要求する所管官庁は、第5項にいう情報を他の所管官庁に提供しなければならない。所管官庁が共同調査に参加しないことを決定した場合、他の所管官庁に対してその旨を合理的に説明しなければならない。
10. 共同調査の遂行に当たっては、所管官庁は誠意をもって協力するとともに、申し立てられた違反の調査に必要な調査権限を行使しなければならない。共同調査を遂行する所管官庁は、開始し、又は開始しようとする関連する強制措置を相互に伝達しなければならない。

第24条 異議を申し立てる権利

所管官庁は、他の行政手続又は司法救済措置を害することなく、この規則の違反の可能性に関するそれぞれの通報に十分に対処し、要求があれば、通報を行った個人又は主体に対し、対応措置を伝達しなければならない。選挙又はレファレンダムに先立つ直近の1か月の間、当該

選挙又はレファレンダムに関係して受理したいかなる通報も、不当な遅延なく対処されなければならない。

所管官庁は、他の加盟国の他の所管官庁の権限に属する異議を、不当な遅延なく、当該所管官庁に伝達しなければならない。

第25条 制裁

1. 加盟国は、第5条から第17条まで、第20条及び第21条に違反した政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者に適用できる制裁又は必要に応じたその他の措置に関する規定を定め、それらの制裁又は措置が適時に実施されることを保障するために必要な全ての措置を講じなければならない。

規定される制裁は、効果的で、比例的で、かつ抑止力のあるものとする。制裁に関する規定を定めるに際し、加盟国は、他の媒体における報道の自由及び表現の自由に適用される[governing]規定並びにジャーナリスト職[journalist profession]に適用される規定又は規範[code]を考慮しなければならない。

2. 科すことのできる金銭罰[financial penalty]の上限額は、制裁の対象となる主体の経済力[economic capacity]に基づかなければならず、次のいずれかとする。

(a) 対象となる政治広告行為サービスのスポンサー又は該当する場合には事業者の、年間収入又は年間予算のうちの高い方の6%

(b) 前会計年度における政治広告行為サービスのスポンサー又は事業者の年間世界売上高の6%

3. 加盟国は、これらの規定及びこれらの措置を、2026年1月10日までに欧州委員会に通知しなければならない。これらの規定及びこれらの措置に影響を及ぼすその後の改正については、遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

4. 制裁の種類及びその水準を決定するときは、個々の事例において、特に次の各号に掲げる事項を十分に考慮しなければならない。

(a) 違反の性質、重大性、反復性及び継続期間

(b) 違反の故意性又は過失性

(c) あらゆる損害を軽減するために行われたあらゆる行動

(d) 関連する過去の違反及び事例の状況に適用される、その他の加重又は軽減の要素

(e) 所管官庁との協力の度合い

(f) 適用がある場合、制裁の対象となる主体の規模及び経済力

5. 第5条、第7条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条及び第18条の違反は、選挙又はレファレンダムに先立つ直近の1か月の間に発行され、又は配布され、かつ、当該選挙又はレファレンダムが実施される加盟国の市民に向けられた政治広告行為に係る場合、特に重大であるとみなされる。加盟国はまた、政治広告行為サービスのスポンサー及び事業者並びに政治広告行為の発行者に対し、この規則の重大かつ反復的な違反を終結させることを強制するため、定期的な強制金[periodic penalty]の支払を科すことができる。

6. この規則の第18条及び第19条に規定する義務に違反した場合、規則(EU)2016/679第51条にいう監督機関は、その権限の範囲内で、規則(EU)2016/679第83条⁽⁵⁸⁾に従い、同

(58) 同条は、規則の違反行為に対して制裁金を科すための要件を定める。

規則第 83 条第 5 項にいう金額⁽⁵⁹⁾を上限として罰金を科すことができる。

7. この規則の第 18 条及び第 19 条に規定する義務に違反した場合、規則 (EU) 2018/1725 第 52 条にいう欧州データ保護監察機関は、その権限の範囲内で、規則 (EU) 2018/1725 第 66 条⁽⁶⁰⁾に従い、同規則第 66 条第 3 項にいう金額⁽⁶¹⁾を上限として罰金を科すことができる。
8. 加盟国は、この規則の規定を執行するために科した制裁について、特に、適用した制裁の種類並びに罰金及び金銭罰の総額を毎年欧州委員会に報告しなければならない。欧州委員会は、第 27 条に基づき要求される報告書を作成するときは、当該情報を考慮に入れなければならない。

第 26 条 選挙及びレファレンダムの期日の公表

1. 加盟国は、その選挙及びレファレンダム並びに該当する場合にはその選挙期間の期日について、容易にアクセス可能な場所において、この規則への適切な言及とともに公表しなければならない。
2. 欧州委員会は、加盟国が発表後直ちに提供しなければならない選挙及びレファレンダム並びに該当する場合は選挙期間の期日を提供するためのポータルを提供しなければならない。このポータルは、一般に公開されるものとする。

第 5 章 末尾規定

第 27 条 評価及び見直し

欧州議会の毎回の選挙の後から 2 年以内に、欧州委員会は、この規則の評価及び見直し [review] についての報告書を、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。この報告書は公開されるものとし、かつ、特に次の各号に掲げる観点から、この規則の改正の必要性について評価されるものとする。

- (a) この規則の適用範囲及び第 3 条第 2 項における政治広告行為の定義
- (b) 政治広告行為の特定の手段に関するこの規則の有効性
- (c) 透明性の措置、特に第 7 条及び第 8 条に規定する広告行為サービス又は広告が政治的な性質を有することを識別するための申告及び仕組みの有効性
- (d) ターゲティング技術及び広告配信技術の目的のために個人データの処理を制限する規定の有効性
- (e) 監督及び執行の体制の有効性並びに加盟国により科せられる罰則の種類及び金額
- (f) 指令 2013/34/EU 第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づく零細企業、小企業及び中規模企業としての要件を満たすメディア関係者 [media actor] へのこの規則の影響
- (g) 技術、科学及びその他の発展を鑑みたこの規則の有効性
- (h) この規則が第 2 条第 3 項にいう EU 立法と相互作用する方法

(59) 同項では制裁金の金額につき、個人の場合は 2000 万ユーロ (約 33 億 6000 万円) 以下、企業の場合は世界全体の売上総額の 4% 以下と 2000 万ユーロ以下のうちの高い方と規定する。

(60) 同条は、規則に基づく欧州データ保護監察機関がその命令に従わない EU の機関又は組織に対して過料を科す場合の要件について規定する。

(61) 同項では過料の金額につき、違反 1 件につき 5 万ユーロ (約 84 万円) 以下かつ年間総額 50 万ユーロ (約 840 万円) 以下と規定する。

(i) 欧州リポジトリの設立及びその後の機能によりもたらされる進展

第28条 委任の行使

1. 委任立法を採択する権限は、本条に規定する要件に従い、欧州委員会に付与される。
2. 第12条第6項及び第19条第5項にいう委任立法を採択する権限は、2024年4月9日から4年間、欧州委員会に付与されるものとする。欧州委員会は、この4年間の期間が終了する日の9か月前までに、権限の委任に関する報告書を作成しなければならない。この権限の委任〔の期間〕は、欧州議会又は理事会がそれぞれの期間の終了の日から3か月前までに反対しない限り、同一の期間、黙示的に〔tacitly〕延長されるものとする。
3. 第12条第6項及び第19条第5項にいう権限の委任は、欧州議会又は理事会によっていつでも撤回〔revoke〕され得る。撤回の決定は、当該決定において特定される権限の委任を終了させるものとする。この決定は、『EU官報』においてこの決定が発行された日の翌日又は翌日以降の特定された日に効力を生じるものとする。この決定は、既に発効しているいかなる委任立法の効力にも影響を与えないものとする。
4. 委任立法の採択の前に、欧州委員会は、よりよい法の形成〔Better Law-Making〕に関する2016年4月13日の機関間合意⁽⁶²⁾に規定された原則に従い、各加盟国によって指名された有識者〔expert〕に諮問しなければならない。
5. 欧州委員会は、委任立法を採択したときは、直ちに当該立法を欧州議会及び理事会に同時に通知しなければならない。
6. 第12条第6項又は第19条第5項に基づき採択された委任立法は、欧州議会及び理事会への当該立法の通知から2か月以内に欧州議会若しくは理事会のいずれからも異議が表明されなかった場合又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が欧州委員会に対し異議を申し立てない旨を通知した場合にのみ効力を生ずるものとする。この期間は、欧州議会又は理事会の発意により2か月間延長されるものとする。

第29条 委員会の手続

1. 欧州委員会は、委員会〔Committee〕に補佐されるものとする。当該委員会は、規則(EU) No.182/2011⁽⁶³⁾の意味における委員会⁽⁶⁴⁾である。
2. 本条への言及がなされる場合、規則(EU) No.182/2011第5条⁽⁶⁵⁾が適用されるものとする。

第30条 発効及び適用

1. この規則は、『EU官報』によるこの規則の発行の日から20日後に発効する。

(62) Interinstitutional Agreement between the European Parliament, the Council of the European Union and the European Commission on Better Law-Making, OJ L 123, 2016.5.12, pp.1-14.

(63) 各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める2011年2月16日の欧州議会及び理事会規則(EU) No 182/2011 (Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers) この規則の内容及び抄訳は、植月献二「リスボン条約後のコミットロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249, 2011.9, pp.3-28. <<https://doi.org/10.11501/3050721>>を参照。また、このような実施法令の採択に当たって執られる「コミットロジー手続」については、庄司 前掲注(26), pp.300-302を参照。

(64) EU立法に基づき実施法令を採択しようとする際、事前に諮問することが義務付けられている組織である。欧州委員会の代表が委員長を務め、各加盟国の代表が委員を務める(規則(EU) No.182/2011第3条)。

(65) 欧州委員会が実施法令を採択するために委員会に提出された草案の審査手続を定める。庄司 前掲注(26), pp.300-302を参照。

2. この規則は、2025年10月10日から適用されるものとする。ただし、この規則の適用の範囲内において、第3条及び第5条第1項は、この規則の発効の日から適用されるものとする。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国に対し直接適用される。

2024年3月13日 ストラスブールにて

欧州議会のために

議長

R. メツォラ

理事会のために

議長

H. ラビブ

(みなみ りょういち)